

平成31年塩尻市議会3月定例会

総務生活委員会会議録

○日 時 平成31年3月12日（火） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 1号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

議案第 2号 塩尻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3号 塩尻市情報公開・個人情報保護審査会条例及び塩尻市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

議案第13号 平成31年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7目国民健康保険総務費、8目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健費、6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

議案第30号 塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○出席委員

委員長	牧野	直樹	君	副委員長	小澤	彰一	君
委員	中村	努	君	委員	古畑	秀夫	君
委員	西條	富雄	君	委員	村田	茂之	君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会議務局職員

事務局局長	竹村	伸一	君	事務局次長	横山	文明	君
-------	----	----	---	-------	----	----	---

午前9時57分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから3月定例会総務生活委員会を開会をいたします。本日の委員会は

委員全員出席しております。

それでは審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 改めましておはようございます。委員会をお開きいただきまして大変ありがとうございます。新年度予算ほか議案をお願いしてございますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○委員長 では本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は別紙委員会付託案件表のとおりです。詳細について副委員長から説明をさせます。

○副委員長 今回の委員会は本日で、あすの2日間にわたり審査を行います。またその委員会審査終了後、総務生活委員会協議会を開催します。

なお、今委員会での視察及び懇親会は行いません。定例会最終日の18日に行政が主催の懇親会が予定されていますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 ありがとうございます。ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますよう御協力をお願いいたします。また発言に際しましては必ずマイクの使用をお願いいたします。

議案第1号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

○委員長 それでは議案第1号消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。説明を求めます。

○財政課長 それでは議案関係資料の1ページをごらんいただきたいと思います。議案関係資料の1ページになりますが、議案第1号消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例でございます。1の提案理由ですけれども、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部が平成28年11月に改正されたことに伴いまして、関係する35条例について改正をするものでございます。この平成28年11月の改正につきましては、消費税率8%から10%への引き上げを延期いたしまして平成31年10月1日からとされたものでございます。

2の概要につきましては、本年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴いまして使用料等について改正するものでございます。

それでは新旧対照表につきまして2ページから順次説明をさせていただきます。改正条例の第1条が体育施設条例の改正になります。条例の中の別表で各体育施設の使用料を定めておりますけれども、これらを改定するものでございます。なお各条例に共通することですけれども、現行が10円単位の使用料につきましては、現行の使用料に108分の110を乗じまして10円未満を切り捨てた金額として改正をしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは次のページ、4ページをごらんいただきたいと思います。このページの一番上の照明使用料のアマチュアスポーツの場合の入場無料のところは現行520円、改正後も520円となっております。先ほどもお話し

しましたように108分の110を乗じて10円未満切り捨ての改正になりますので、今回は540円以上が現行のものが改定の対象となっておりますので、このようなものが以後も出てまいりますのでよろしくお願いいたします。

体育施設につきましては10ページまでございまして、次は11ページをお願いいたします。改正条例の第2条は道路占用料徴収条例の改正でございます。こちらにつきましては別表の備考の9に金額ではなく率が記載してございますので、これを1.1に乘じる率を改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。第3条は水道事業給水条例の改正でございます。別表の1は施設負担金、それから別表の3に水道料金の改正でございます。水道料金につきましては先ほども言いましたように現行も円単位ですので、改正後も円単位となっておりますのでお願いいたします。

では、めくっていただいて14ページをお願いいたします。改正条例の第4条は霊園条例の改正でございます。こちらは聖地の管理手数料の年額、それから承継する者がいない場合の永代管理料について金額を改正するものでございます。

15ページが第5条の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正でございます。別表の第1につきましては衛生センターを利用する手数料についての改正、それから別表の2につきましては一般廃棄物の収集、運搬、処分についての手数料の改正となっております。こちらも現行円単位のため、改正案についても円単位で計算をしてございます。それが20ページまで、それぞれございます。

次に21ページをお願いいたします。第6条が都市公園条例の改正でございます。都市公園条例では別表の2で使用料を定めておりますけれども、その中の特許行為による場合、特定利用行為による場合の使用料が改正の対象となっております。

次のページからは有料公園施設についてそれぞれ別表で料金を定めておりますので、パターゴルフ場以下それぞれの施設について料金を改正するものでございます。

では飛んで25ページをお願いいたします。第7条が片丘新農業構造改善事業地域環境施設条例の改正です。別表1で定めております農村広場の使用料の改正になります。

では次のページをお願いいたします。26ページが第8条総合文化センター使用料徴収条例の改正でございます。別表で面積ごとの使用料を定めてございまして、こちらも10円単位の改正となっております。

次のページ、お願いいたします。第9条が塩尻駅前広場条例の改正でございます。こちらも別表で定めておりますタクシーの駐車場と自家用車駐車場の利用料19時間30分を超えるもの以下ですけれども、改正するものとなっております。

29ページをお願いいたします。第10条が学校体育施設使用料徴収条例の改正でございます。別表で定めております体育館、運動場、また照明使用料について、それぞれ金額を改正するものでございます。

31ページの第11条関係は、宗賀新農業構造改善事業自然環境活用施設条例の改正でございます。別表で定めております貸シテントの料金について改正をするものでございます。

次に32ページ、第12条関係が公共物管理条例の改正でございます。こちらは別表で定められている準用河川、普通河川におけるところの鉱工業用に係る流水占用料、それから土石採取料について金額を改正するもので

ございます。

33ページが第13条関係で大門駐車場条例の改正でございます。別表で定められております特別駐車券それから定期駐車券による料金を改定するものでございます。

次に34ページが14条関係で短歌館条例の改正でございます。別表第2で定めております会議室の使用料を改正するものでございます。

35ページからが第15条関係で文化会館条例の改正です。別表で定めておりますホール等、それから37ページになりますけれども附属設備の利用料について改正をするものでございます。

38ページをお願いいたします。第16条関係が有料観光施設条例の改正になります。この有料観光施設はみどり湖と田川浦湖の釣り場になりますけれども、こちらの使用料の改正になります。

39ページが第17条関係で本洗馬歴史の里条例の改正です。別表2で定めております歴史の里の研修室、体験室、復元窯の利用料、使用料を改正するものでございます。

40ページをお願いいたします。第18条ということで塩尻情報プラザ条例の改正です。別表で定めております研修室の各利用料を改正いたします。

41ページが第19条柏茂会館条例の改正でございます。こちらは別表で使用料を定めておりますけれども、その中の市外の宿泊の分の改正になります。

次に42ページをお願いいたします。20条が塩尻トレーニングプラザ条例の改正です。現行の第1条の下線部でございます。こちらは削除するようになっておりますけれども、こちらは以下「法」というという記載でございましたけれども、この条例の中でこれ以後に引用している部分がないために文言の整備のために削除というものでございます。料金の改正は別表で定めておりますプラザの利用料、会議室等の利用料について改正をするものでございます。

次に43ページが第21条で公共下水道条例の改正でございます。下水道使用料の基本使用料、超過使用料について、それぞれ円単位で改正をするものでございます。

続きまして45ページをお願いいたします。第22条ということで農業集落排水施設条例の改正です。こちらは公共下水道条例と同様に金額の改正をするものでございます。

46ページをお願いいたします。第23条が奈良井駐車場条例の改正です。奈良井には中町駐車場、下町駐車場ございますけれども、そちらの月額使用料についての改正でございます。

47ページが第24条で奈良井宿駐車場条例の改正です。こちらは権兵衛橋のところの駐車場になりますけれども大型バス、マイクロバスについて料金を改定するものでございます。

48ページが25条ということで木曾漆器修復工房条例の改正でございます。工房の使用料の月額を改正するものです。

49ページ、第26条で楢川地区公園条例の改正です。楢川地区にあります5カ所の公園について業として写真撮影等をする場合の使用料について改正をするものでございます。

50ページが第27条で塩尻インキュベーションプラザ条例の改正です。別表で定めておりますオフィス、産学連携研修室の利用料を改正するものです。

51 ページが第28条で市民交流センター条例の改正です。別表で定めております多目的ホール、また会議室等の使用料及び冷暖房の料金について改正をするものでございます。

53 ページをお願いいたします。第29条として広丘駅前広場条例の改正です。別表で定めておりますタクシー駐車場の料金を改正するものでございます。

54 ページが第30条で塩嶺体験学習の家条例の改正です。体験学習施設の使用料について記載のとおり改正をするものでございます。

55 ページが第31条で雇用促進住宅条例の改正になります。こちらは駐車場の使用料について月額を改正するものでございます。あと38条の第2項の下線部につきましては用語の整理となっております。

56 ページをお願いいたします。32条で北小野地区若者定住促進住宅条例の改正です。こちらも駐車場使用料の月額について改正するもの。それから39条の第2項につきましては、下線部については用語の整理となっております。

57 ページが第33条で吉田西防災コミュニティセンター条例の改正でございます。会議室、調理実習室などの利用料について改正をするものでございます。

58 ページをお願いします。第34条で広丘駅周辺駐車場条例。こちらは東口駐車場になりますけれども、こちらの定期駐車券、特別駐車券による使用料を改正するものでございます。

第35条、59 ページが地場産業振興センター条例の改正でございます。別表で定められております企画展示室、多目的ホールの利用料について改正をするものでございます。

それでお手数ですが議案の18ページのほうをごらんいただきたいと思います。議案の18ページから附則でございます。まず施行の期日ですけれども、条例につきましては平成31年10月1日に施行するというところでございますが、ただし書きとしまして書いてある部分につきましては、先ほど途中で御説明しました用語の整理等の部分については、公布の日から施行するものとしているものでございます。

2以降は経過措置についての規定をしてございます。2と3と5と9に記載してあります各条例につきましては、使用許可または申し込みの時点で使用料を徴収しているもので、それらの時点からの使用料改定という経過措置でございます。また4と8と10につきましては、実際に使用するとき、または収集、運搬をするとき徴収しているものでございますので施行日以後の使用、利用について改正するという経過措置になっております。また6と11は水道、下水、農集の関係ですけれども、こちらにつきましては施行日前から継続して使用等している場合につきましては、10月31日までに確定するものについては従前の例によるという経過措置でございます。また、7霊園条例の改正につきましては、こちらは納入通知書の発行が適用日以後ということで、経過措置として適用するというものでございます。議案第1号の説明は以上になります。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 前も、この消費税引き上げに伴う使用料の改定があったわけですが、そのころから納得がいかない部分があります。そもそも消費税は社会保障を賄うために最終の消費者が負担をすると、事業者がかかわって国へ消費税を納めていくというのが本筋なんです。課税しなくて、納税しなくてもいい市が、行政が、なぜ消費税増税に伴って使用料の増額をしなければならないのかという理屈が私にもわかりませんし、なかなか市民の皆

さんにも説明しづらい部分がございますので、もう一度その辺、説明いただけますか。

○**財政課長** 消費税につきましては、消費税法の中で地方公共団体に対する特例というものが規定されております。その条文によりますと地方公共団体が一般会計に係る業務、また特別会計を設けて行う事業については消費税法の適用を受けるという規定がございます。

一方、同じ消費税法の中で地方公共団体の業務に係る事業については、仕入れの課税消費税額を通常は控除するわけですが、その控除する額と徴収した額を同額とみなすということで、結果的に消費税は地方公共団体は納めなくていいということになっております。

一方、国からの、この消費税の増税につきましては通知が出ておりまして、消費税率の引き上げに伴う公の施設の使用料、料金等の対応についてということで、消費税率引き上げに伴いまして消費税が適正に転嫁されるように使用料の改定については条例改正等の措置を講じられたいということで国からも通知を受けておりますので、今回の改正となったものでございます。

○**中村努委員** 国のいうことなんで皆さんに聞いてもわからないんですけども、なぜ公共施設の使用料に消費税を転嫁しなければならないというふうに最初から決めつけているのか、その辺が1つわからないということで、もし国からの通知があったら後ほど結構ですので、各それぞれ委員に渡していただきたいと思います。

それから、そういう通知とか、そういう決めごとがあっても、それぞれの地方自治体の判断で使用料自体を徴収しないと、そういう施設もあると思うんですが、その辺の検討はされていますでしょうか。

○**財政課長** まず国からの通知ですけれども、御用意してございますのでお配りさせていただきたいと思います。委員長、よろしいでしょうか、お配りして。

○**委員長** はい。

○**財政課長** お願いいたします。

○**委員長** お願いします。

○**財政課長** 今、お配りしました通知は平成25年12月に発出されているものでございまして、こちらは8%に引き上げになったときの通知でございまして、今回の10%の引き上げに対しては、まだこういう明確な通知は来ておりませんが、県を通じて確認しましたところ前回の8%の引き上げと同様に今回の10%についても引き上げを講じられるように、今後通知が出るのではないかとということでございまして、今現在はこの8%のときに出された通知をもって国からの通知として対応しているということでございます。また、地方公共団体の使用料については無料とか引き上げが必要じゃないというようなお話もありましたけれども、一般の消費からしますと仕入れがあって、それに儲けをプラスして消費税をさらに課税してお売りするというようなことでございますけれども、地方公共団体につきましても施設を維持管理していくにつきましては、その維持管理費についてはお支払いしてる中に消費税が既に含まれているということになります。ですので最低でも支払っている部分の消費税については、いただかないといけないということが原則になります。ただ、それを全額、使用者の方に負担を求めているのではなくて、それぞれの施設の形態に応じて全額免除している場合もありますし、半分程度御負担いただいているというような施設も恐らくございますので、一応、今、今回改正するにつきましては、負担を求めている部分について改正をさせていただくということになっております。以上です。

○中村努委員 前回も同様の答弁いただいたわけですが、そのときはイニシャルコスト、ランニングコスト、どの辺まで含めるかわかりませんが、その施設を維持管理していく上で消費税が実際に発生していると、その分の一部負担をお願いしていると、こういうことだったと思うんですが、どうしても消費税を使用料に転嫁するっていうと物すごい違和感が私にはあります。消費税分上がった分だけコストが上がったっていうならわかるんですが、そんなふうに思います。また今後3年間くらいかけて各施設の使用料の見直し等も行われるかと思いますが、元の値段っていうのがよくわかんなくなっちゃってるんです、今。先ほど計算方法を言われましたけれども、今100分の108、それが使用料になっているやつもあると思うんですが、前回の改定で。それが元の値段で100分の110の計算をされたのか。要はもとの数字っていうのはどこから持ってきているわけですか。

○財政課長 今回の改正は、あくまでも消費税部分が8%から10%になるということでの改正でございます、今現在の使用料の内税として8%が入っているという考えのもとに、先ほども言いましたように108分の110ということで計算をさせていただいておりますので、もとの金額、消費税を掛ける前の基本的な数字がどうかっていうことは、3年に一回使用料等の見直しを定期的に行っておりますけれども、その中で見直すということでございます。今回の改正は、あくまでも現在の料金の中を含む内税として含まれている8%分を10%にするという改正になりますので、御理解いただきたいと思います。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 確認ですが、例えばもとの値段が100円だとすると現状で108円と、それを110円にすると、もとの値段は100円で変わらないんだって、こういう解釈でいいですか。

○財政課長 計算の内容としましてはそういうことになります。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 はい。

○財政課長 100円がもとの数字かと言われると、今回の改正とは直接関係ない。関係がないっておかしいんですけども、あくまでも今の料金のうちの8%分が消費税なんだという考え方で、今回は108分の110という計算をさせていただきました。消費税の係るもとの実際の維持管理費等の基本的な数字でどういうふうに金額がかかっているかっていうことは、3年に一度の見直しの中で、また料金を見直しまして、それに10%を掛けた料金で、それ以後は使用料等を改正したいというふうに考えております。

○委員長 よろしいですか。

○副委員長 今、関連してお尋ねしますが、実際に今言ったような1.08で割って1.10で掛けると誤差が生じます。当然10円で切り捨てということでなってきますけれど、そうすると510円であったものが今回は引き上げにならなくて次回15%、20%、50%って消費税が上がっていったときにはどんどん格差って広がるってということになります、理論上は。だからそこら辺のところを、今、中村委員もお尋ねになったんじゃないかっていうことが一点と。それからもう1つは使用料というふうにくくられていますけれども、実際には純粹に体育館を使用するっていうような場合と、水道料金のような場合と違うような気がするんです。ついては国のほうへ消費税増税分を納入しなければならないものと、する必要のないものとが混在しているような気がするんですけど、その点いかがなんでしょうか。

○**財政課長** 差が生じていくのではないかというお話なんです、今回は消費税が上がるということで108分の110という計算をさせていただきましたけれども、先ほども申しましたように3年に一回は使用料等の見直しを行っておりまして、実際その施設にかかっている維持管理費がどうなるかってことを見直して、そのうち、どのくらいを使用者の方に負担していただくかっていうことの負担率も見直す中で、原価っていいですか、そういうもとの金額が出まして、それにその時点の消費税を掛けたものを使用料というふうに変定をしていきますので、今回はたまたま切り捨てになりましたけれども3年に一回の見直しのときはもとの金額も見直して、それに消費税を加えるということになりますので、どんどん格差が広がっていくことにはならないかと思えます。

それと消費税のほうですけれども、今回企業会計も一緒に改正をしておりますけれども、水道、下水、農集につきましては企業会計ということなので国の方に消費税のほうは納税をしております。それからあと指定管理をしております施設のうち指定管理者のほうに使用料が入ることになっているものについては、指定管理者のほうで納税している場合もございます。以上です。

○**委員長** よろしいですか。ほかにもございますか。ありませんか。

○**副委員長** 前回のとき、私まだ議員じゃなかったのわからないのですが、これ一括して審議されてなかったんじゃないでしょうか。一つ一つ引き上げ料金、引き上げについては別の条例案として出されていたんじゃないんですか。

○**財政課長** 前回の改正のときには、先ほども言いましたが3年に一回の見直しの時期と、たまたま消費税の引き上げの時期が重なっておりましたので、単純に今回のように一律108分の110ということではなくて係る原価といいですか、維持管理費等を見直す中でこういう金額になりまして、それに8%を掛けたようになりますというような形の改正だったものですから、前は個々の条例としてそれぞれの委員会に付託されたということでございます。

○**委員長** よろしいですか。

○**副委員長** 確定申告の時期で民間中小の経営されてる方々、消費税について大変反対の声が大きいというふう聞いてます。実際にそういう消費税反対の運動や署名などは広がっているわけですが、今回の消費税については2回先送りされていると。今回10月に、今、勤労統計などの偽装なども含めて消費が大変落ち込んでいる、不景気であるという、本当に実態がわかってきているわけですが、それに伴って、もしかすると10月1日が延期になる可能性がある。そうした場合には、この条例案はどのようになるのでしょうか。

○**財政課長** 今回は一括条例として上程してございますので、もし政府のほうでこれをまた延期するということになりましたら、この改正条例一括のものを廃止する条例というものをまた議会にお諮りすることになります。

○**委員長** よろしいですか。ほかにもありますか。ありませんか。

それでは質疑を終了いたします。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第1号消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する

条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第2号 塩尻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 次に議案第2号塩尻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○生活環境課長 それでは議案関係資料の60ページをお願いいたします。まず提案理由でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令が平成31年4月1日から施行されることに伴いまして必要な改正をするものでございます。

概要につきましては、学校教育法の一部改正により新たに専門職大学が制度化されまして、大学の1つとして追加されることに伴いまして、一般廃棄物処理施設技術管理者の資格要件に専門職大学に係る規定を追加するものでございます。この専門職大学とは学校教育法の定義において、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする大学ということにされておりまして、専門技能等を持って新たな価値を創造できる専門職業人材育成を目指すものとされておりまして、また専門職大学の課程は前期と後期、おおむね2年ずつですけれども分割することができまして、前期課程を修了した者には学位が授与され、この場合大学や短大では卒業に、対しまして専門職大学では修了と用いられているところでございます。

それでは61ページの新旧対照表のほうをごらんください。第13条の改正は一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格要件に専門職大学前期課程の規定を加えるものであります。改正案第6号、1行目は短期大学と同様に専門職大学前期課程を含める改正に、2行下の下線部分は短大の場合は卒業、専門職大学前期課程は修了と補足するものでございます。下の第7号も同様の改正を行うものであります。なお、条例の施行日等ですけれども平成31年4月1日から施行したいというものでございます。私からは以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 この改正によって、いわゆる採用、これはどういう影響が出てくるのでしょうか。今までの方もいいのか、こういうところを出た人が優先されるのか、その辺いかがでしょうか。

○生活環境課長 この新しい大学ですけれども、この4月から予定をされているということで、そこに入学された生徒さん、学生さんたちからが対応になるというようなこととなります。途中ってということではなくて、この新しい制度ができた時点からの新しいところから制度の開始をするというものでございます。

○中村努委員 それはこれを見ればわかるんですけども、要は新しくこういう条例改正になって、当然そういうところを卒業してきた方はそういう志を持って市役所受験されると思うんです。市役所なり組合なり。そういうことに大分影響するんですかってことを聞いている。

○生活環境課長 いろいろ実技とか実習を主に実施する学校と聞いておりますので、こちらの学校を出てくると、ある程度専門的なものには、即戦力になるような方が就職されていかれるのではないかとというふうには思っております。

○委員長 よろしいですか。

○西條富雄委員 この4月から始まる専門職大学にはどのようなものがある、この近郊にはどのような大学が予定されているのか教えてもらいたいことと、今、中村委員の質問にもありました、それが就職に当たっての学歴として優位になるかならないのかという点を教えてください。

○生活環境課長 この4月から開設予定ということで、全国で3校予定をされているということです。まず高知県のほうにあります高知リハビリテーション専門大学、それから国際ファッション専門大学、これは東京都です。それからヤマザキ動物看護専門短期大学という、これも東京都にあるということで、今現在はこの3校に対象になるというようなことになっているそうです。

○委員長 よろしいですか。

○西條富雄委員 はい、よろしいです。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了いたします。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第2号塩尻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第3号 塩尻市情報公開・個人情報保護審査会条例及び塩尻市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、第3号塩尻市情報公開・個人情報保護審査会条例及び塩尻市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○庶務課長 それでは62ページ、議案関係資料で御説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。提案理由でございますが組織、機構の再編に伴いまして必要な改正をするものであります。こちらのほうは平成31年4月ということで再編が予定されておりますので、改正をするものであります。

概要でございますが(1)としまして課の名称の変更。今回、審査会の庶務の部分の部分が庶務課という記載がございまして、その部分の課の名称が総務人事課に変わりますので、それに伴っての名称の変更でございます。それから(2)につきましては、審査請求人等の求めに応じまして交付する書面、手数料の関係でございますが、これの規定が法の改正がございまして名称の変更ということで改正をあわせてするものでございます。

新旧対照表、また後で説明をいたしますが、条例の施行等につきましては(1)の関係につきましては4月1日から施行、それから(2)の審査請求人等の求めに応じた書面の改正につきましては法の改正が7月1日にな

りますので、平成31年7月1日からの施行ということになります。

それでは63ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。こちらのほう、まず(1)の関係でございますが第1条関係であります。第15条のところに総務部庶務課、現行ございましたが、こちらのほうを総務部に改正をお願いするものであります。こちらのほうにつきましては、現在、課名まで記載がございましたが、今後の課の名称が変更にとのことも予想される部分で、総務部ということで課の名称を決するものでございます。条例改正等が必要になってくる部分がございますので、このような形で庶務のところのように課名までございますのは、ほかにも3件ほど条例の部分がございます。今後、その都度、その部の名称に変更させていただくようお願いをしたいものでございます。

それから次に64ページでございますが、こちらのほうが(2)の関係でございます。こちらのほうは審査請求人が審査会等に提出されました提出書類の写しを交付を求める場合に手数料を定めております。別表の第2条ということで定めてございます。この中に日本工業規格という名称がございますが、こちらのほうが工業標準化法というものが定められておまして、通称JIS規格になりますけど、こちらのほうが産業標準化法に改正されます。それに伴いまして名称が変わりますので変更するものでございます。なお、こちらのほうは行政不服審査法の部分での手数料でございますが、情報公開、個人情報保護条例の保護審査会の関係の提出書類につきましても同様の規定を規定されておりますので、同様に変更になっております。私のほうの説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。

それでは質疑を終了いたします。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第3号塩尻市情報公開・個人情報保護審査会条例及び塩尻市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第30号 塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 次に第30号塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、追加提案をさせていただきました議案書のほうをお願いしたいと思いますが、議案関係資料の1ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

○委員長 ではお願ひします。

○**人事課長** それでは塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例をお願いいたします。まず提案理由でございます。人事院規則が改正されまして国家公務員の時間外勤務に関します上限規制等が規定されたことに伴いまして、本市におきましても国家公務員に準じまして職員の健康保持の観点から長時間勤務を防止するため、必要な改正をお願いするものでございます。

次に概要でございますが、超過勤務命令を行うことができる上限時間を規定するものなどでございますが、時間外勤務の上限時間などの定めを規則に委任する内容となっております。この具体的な内容でございますが、1つは時間外勤務を命ずる際の考慮といたしまして、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならないということなどをまず規定してございます。そして次に時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限を規定してございます。原則といたしまして、1カ月について45時間以下かつ1年で360時間以下で必要最小限の超過勤務命令をするという内容でございます。また、原則以外に他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員、この規定がございまして、この他律的な業務の比重が高い部署というものでございまして、業務の量とか時期につきまして自律的に管理することが困難で他律的に決まる比重が高い部署ということでございます。国家公務員の場合では、国会関係とか法令協議あるいは予算折衝というような部署のことだとされております。こういった原則以外の他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員につきましては、1カ月について100時間未満、1年について720時間以下で必要最小限の超過勤務を命ずるというものでございます。また、それ以外に大規模災害等の対処というような緊急に処理することが必要な業務に従事する職員の場合には、こういった上限の枠を超えることができるというような規定も規定してございます。なお、この上限を超えた時間外勤務に係る要因の整理とか分析、検証を行わなければならないという規定となっております。

それでは新旧対照表でございます。次のページをお願いいたします。まず第5条の改正でございますが、第5条は正規の時間外の勤務について規定している条でございまして、その第2項の改正でございます。これは読みかえ規定でございまして、2行目に正規の勤務時間外において職員に前項に掲げる勤務時間以外の勤務、これを時間外勤務と読みかえまして第2項の条を整理するものでございます。そして新たに第3項を加えまして、先ほど概要で説明いたしました時間外勤務の上限時間などの規定を規則に委任するというような内容となっております。

そして条例の施行につきましては、平成31年4月1日からということとしております。説明は以上でございます。

○**委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**副委員長** 勤務実態がよくわからない。教えていただきたいんですが、実際にその上限時間を超えた場合、特に祝日、祭日、土日、そういうので時間を超えた場合、勤務した場合に、勤務の割り振り変更みたいな制度ってのはあるんでしょうか。

○**人事課長** 代休処理、例えば4時間勤務すれば半日代休、あるいは8時間勤務すれば1日代休と、もちろん休憩時間もあります。それは削除した時間数でございまして、そういった代休というような制度がございまして、以上です。

○**古畑秀夫委員** これでいくと、今までは上限時間っていうのは規定されていなかったということですか。それ

から原則外の月100時間未満とかっていうのは、市の職員の中にはいるわけですか。

○人事課長 こういった上限の規定は今まではございませんでした。そしてこういった時間数を超えた職員の状況でございますが、紹介をさせていただきます。今年度の状況、3月は実はまだ超過勤務の数字が出てこないわけでございますが、この4月から2月までのものを平均した内容で計算してございますが、御承知おきいただきたいんですが、例えば45時間以上を超えている職員は91名おります。また、100時間を超えた職員は12名おります。また、年間360時間を超えた職員は33人、うち720時間を超えた職員は1名というような数字となっております。なお、この数字、結構大きな数字でございますが、前年度の平成29年度から申し上げますと大分減ってきておりますので、御承知おきをいただきたいと思います。以上でございます。

○古畑秀夫委員 もう1つ、原則外というのでさっき説明で、国会関係などと言ったが、そういうかかわりのある人、市の職員の中にはいないということか。それからもう1つ、今、説明を受けた中でどの部署がこれだけ超勤が多くなっているのか、その部署、ある程度わかればお願いします。

○人事課長 まず先ほど1つ目の御質問でございますが、原則以外の部分、先ほど国家公務員の状況、国会関係とかっていうことを申し上げました。例えば本市におきましては、私どものほうでこの部署がこの他律的な比率が高い部署だというような規定はできませんので、これで条例お認めいただいた後、各課のほうから情報を提供して自分のところが原則以外の部署だというような申請をいただいた後、しっかり審査いたしまして、この部署がこの原則以外の部署なんだというようなことをはっきりさせて運用していきたいと考えております。

もう一点でございます。超過勤務の多い部署ということで先ほど2つ目の御質問でございますが、平成30年度を例にとりますと税務課関係、庶務課の中の行政係、あるいは教育総務課の学校支援だとか、こども課、そういった部署が多いところでございます。なお平成29年度はこども課が非常に多かったわけでございますが、今年度非常に超過勤務減りまして、そんなに上位のほうには入っておりませんが、下位のほうには入っておりますが、そういった状況でございます。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 はい。

○委員長 ほかにございませんか。

では、1つだけいいかな。720時間以上の時間外があったと、これは超過勤務命令を下す人がいる、その人はその720時間ってのを確認できてたのかどうかってことなんだけど、今の超勤のあり方ってのは、自分たちが仕事をしていて間に合わなければ当然やっていくと思うんだけど、それは後の報告じゃなくて、課長が間に合わないからあなたこれをやりなさいっていう、そういう命令を下さないと超過勤務命令っていう形の中にあるんで、その辺の実態ってのは把握してます、人事課では。

○人事課長 まず1つ、720時間超えが1名おるということを申し上げましたが、これは実は派遣している職員でございますが、派遣元の業務が非常に、実は具体名を言うとすぐわかってしまいますのでいけませんが、大きなイベントを控えている部署でございますが、やむを得ずこういうような状況になっているという状況でございます。

そしてもう1つ、超過勤務命令の実態でございます。従来は自分が超過勤務した後、申請をして課長が決裁す

るというような状況が結構多かったと思います。それを特に昨年度から改善いたしまして、まず超過勤務命令を上司がするというような形をしっかりと作りまして、例えば夕方、超過勤務が必要な職員は上司に申請いたしまして、それで上司がやれというような命令を下して、グループウェアで申請するというようなことをしております。徹底することによって、超過勤務が減っているというようなことも実はございます。本来の超過勤務命令という趣旨を踏まえて、そういった命令を受けてやるというようなことをしっかりと徹底していくという方向でやっております。以上です。

○**委員長** そういうことでしっかり系統ができたということで、勤務命令っていう形ができて超勤が減ってきた。これは当然のことだと思うんで、これをまた徹底をしていただいて、そうすることによって職員の健康管理にもなるんで、これは課長のことは重大だと思うんだけど、そういう教育も必要になってくるんじゃないかな。その派遣職員についてはどういう職種かわからないんだけど、派遣先で命令をされるわけだよ、当然。そこまではうちのほうの派遣した側としては、どこまで派遣先に指導できるかどうか。その一人の職員にそんなに仕事をさせても大変だと思うんだけど、その派遣先全体がそういうふうなら合っているのかどうか。そこに問題があるんじゃないかなと思うんだけど。

○**人事課長** この職員の派遣先の状況を実はしっかりヒアリングしたわけではございませんが、もう直近に大きなイベントを控えている中で恐らく多くの職員が非常に大きな時間外勤務をしているんじゃないかと、想像でございますが思っております。

○**委員長** その実態をよく調べていただいて、その超過勤務手当だって、派遣先から出ていくわけなんで、そのよく実態を把握していただかないと何とも言えないと思うんで、派遣した職員が一生懸命やるのは構わないんだけど、それ以上のものがあるかなっていうふうにも考えちゃう。派遣先のことはわからないでしょう、人事課でも。そこら辺は、しっかり派遣した元としての責任として、そういうところも、それぞれそこらじゅうに派遣された職員いっぱいいると思うんだけど、一人一人のそういう実態もよく人事課としては調べていって、その人の健康上の問題をまず第一に考えていただいてやっていくっていうのが大事なことだと思いますんで、よろしくお願いいたします。これは、いいです。

ほかにありませんか。

○**古畑秀夫委員** 先ほどの説明だと、月45時間以下になったと。年360時間以下。それが45時間以上91人、100時間以上12人いるというような現実があるわけですが、4月1日からこれを適用するというになると、この部分というのは解消していかなきやいけないわけですけど、どういう手だてをしてやっていくのか、お伺いします。

○**人事課長** この原則の時間を上回らなければならないという部署につきましては、先ほども申しあげましたように、各課から申請をしていただいて、しっかり審査するというようなことが一点。また実は、45時間以上を超えると、申請者にとっては申請の画面がメッセージを出すように今でもしてございます。画面が暗くなりまして、45時間以上超えると健康に留意しなさいというような内容で出しております。そしてまた、決裁者につきましては、やはり画面が暗くなりましてエラーメッセージを出します。重負担もしっかりすることによって、職員の健康管理もできるので、ぜひそうしてくださいというようなメッセージも出しておりますので、こういった

ことを継続して、特に重分担の見直しというものは必要だと思いますので、ぜひそういった形でやっていきたいという考えでおります。以上です。

○古畑秀夫委員 少し見直しをして、今委員長からも言われたように、体をこわしちゃってまでってということにはならないと思うので。せっかくこの法律できたので、あんまり時間外に、原則外を拡大ばかりするということがなくて、全体の見直しを図って人をはりつけるとか、いろんな少し違う人からやってもらうとか、いろんな手だてをしていただきたいと思います。今も議長が言っていたように、公務員の場合は現業のいわゆる保育園とかってというのは36協定があってやるわけで、この非現業というかここは36協定っていうのはないわけですか。

○人事課長 給食調理員と保育園の保育士につきましては36協定を締結してございまして、まず組合と交渉いたしまして、それを関係の省庁のほうへ提出してございます。これは、時間外勤務あるいは休日出勤を可能とするような内容でございますが、そういった手続きはとっております。以上でございます。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了いたします。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、第30号塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第30号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、11時10分まで、休息といたします。

午後11時10分 休憩

午後11時15分 再開

○委員長 休憩を解いて再開をいたします。

議案第13号 平成31年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7自国民健康保険総務費、8目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健費、6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、軍5条歳出予算の流用

○委員長 それでは、議案第13号平成31年度塩尻市一般会計予算についてを議題といたします。慣例によっ

て歳出から説明をしていただきますが、たくさんありますので区切って行います。

初めに、歳出1款議会費77ページから、2款総務費6項監査委員費140ページまでの説明を求めます。説明者は議事の進行に合わせて、適宜入れかえていただいて結構でありますので、よろしく願いいたします。それでは、説明をお願いいたします。

○**人事課長** 歳出の件費の説明方法につきまして、まず最初に説明をさせていただきます。各課共通で各当該科目ごと説明欄に、一般職の正規職員につきましては職員給与費として、嘱託員につきましては嘱託員報酬として、また、臨時職員につきましては臨時職員賃金といたしまして、それぞれ計上してございます。原則として各課の説明は省略させていただきます。以上でございます。

○**議会事務局次長** それでは、予算書77、78ページをお願いいたします。1款議会費でございます。1款議会費の本年度予算額の総額につきましては、1億9,874万4,000円で前年度対比48万円余の増額となっております。増額の主な要因につきましては、議員改選に対応するため被服費等を増額することなどによるものでございます。

歳出の主なものでございますが、78ページの説明欄1つ目の白丸、特別職給与費1億5,470万5,000円は、議員にかかる報酬、期末手当等でございます。

白丸1つ飛びまして、議会活動費1,677万5,000円中、上から7つ目の黒ポツ、費用弁償358万9,000円につきましては、常任委員会の行政視察にかかる旅費等でございます。その4つ下の黒ポツ、印刷製本費286万1,000円につきましては、議会だより、議会要覧の印刷にかかる費用等でございます。議会費につきましては、以上でございます。

○**人事課長** それでは、81、82ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費をお願いいたします。

まず1つ目の白丸、嘱託員報酬でございますが、こちらは総務部企画政策部の嘱託員と緊急対応の嘱託員6名分の嘱託員報酬でございます。

次の丸、特別職給与費でございますが、市長、副市長の給料、また手当のものでございます。なお、3,330万円余減額となっておりますが、これは特別職のお二人の短縮手当が今年度はございませんので、その分が減額となっております。

次の白丸、職員給与費でございますが、こちらは総務部あるいは企画政策部の職員86名分の給料でございます。また、2つ目の黒ポツにつきましては、一般職の職員の手当でございますが、この中には定年退職者9名分の退職手当も含まれております。

次の白丸、人事事務諸経費でございますが、1つ目の黒ポツ、普通旅費、こちらにつきましては、議会の常任委員会行政視察の随行の旅費も含まれております。下から2番目の黒ポツ、人事給与システム使用料でございますが、こちらは5年のリース契約をしておりますこのシステムの使用料でございますが、月額77万1,200円のものでございます。

次の白丸、臨時職員給与費でございますが、こちらは緊急対応の臨時職員の給料等でございます。以上でございます。

○庶務課長 続きまして、法制執務費763万円になりますが、こちらのほうの主な内容でございますけど、先ほど条例改正等をお願いいたしました情報公開・個人情報保護審査会委員報酬、それから行政不服審査会の委員報酬、それぞれ5人分年間2回分の報酬でございます。次のページお願いをいたします。83、84ページであります。84ページ、説明の欄でございますが、一番上の弁護士委託料でございますが、こちらのほうは、市が委託しております弁護士2人でございますけど、簡易な相談に伴う委託料でございます。おおむね1時間当たり1万円というような計算でございます。続きまして、次の例規管理システム委託料につきましては、こちらのほうは条例規則等に関する職員向けのシステム及び市のホームページにおける閲覧システムの保守管理でございます。

それから次の白丸、文書事務費でございますが、こちらの主な内容でございますが、2つ目の黒ポツ、消耗品費、こちらのほうは印刷機の用紙インク代等でございます。2つ飛びまして、郵便料2,371万8,000円でございますが、こちらのほうは市が発送しております郵便料でございます。今回、前年度対比561万円減になっておりますが、こちらのほうは今回、税務課のほうで郵便料がこの中に含まれていたものですから、その分を税務課に組み替えをして減額になっております。

それから次の白丸、平和祈念事業でございますが、主な内容は3つ目の黒ポツ、費用弁償でございます。こちらのほうは例年実施しております中学生を対象に平和祈念事業の部分の広島平和記念式典に参加する部分の子供たちの費用弁償でございます。

次の白丸、庁舎施設管理費でございます。こちらのほうは庁舎の維持管理費の経費でございますが、主なものでは5つ目の黒ポツ、電力使用料、こちらでございますが、これは庁舎の電気使用料でございます。現在の実績につきましては、30年度につきましては29年度に比べて量は減っておりますが、電力使用料はふえている状況でございます。それから2つ目の、1つ飛びまして営繕修繕料、こちらについては庁舎の設備の改修、修繕に要するものでございます。主に組織再編に伴うレイアウト、電話工事、それから設備の点検等に伴った指摘事項ということで、防火シャッターの改修等を予定しております。それ以外にはそれぞれの状況に応じまして、改修工事を行う予定でございます。続きまして、2つ飛びまして電話料、こちらについては市役所から発信しております通信電話料でございます。それから2つ飛びまして、市民総合賠償保険料、こちらのほうは全国市長会市民総合賠償保険の保険料でございます。それから次のページをお願いいたします。85、86ページになりますが、86ページ一番上、庁舎管理業務委託料でございますが、こちらのほうは庁舎の日常清掃、それから定期清掃等の業者への委託料でございます。それから8つぐらい飛びますが、電話交換業務委託料609万3,000円でございますが、こちらは外部からの市役所に着信をしました電話を各課で取り次ぐ電話交換業務の委託料でございます。こちらのほうは電話交換機の中継台が2台ございまして、実際月平均1万3,000件の部分の取り次ぎを行っているというような状況でございます。それから1つ飛びまして、備品購入費、こちらのほうでございますが、以前にも市議会等で質問もございましたとおり、庁舎1階の市民ホールのところテレビがございまして、こちらのほうが経年劣化によりまして、映りが悪いというようなことで購入を考えているものでございます。それから1つ飛びまして、食堂設備整備負担金、こちらのほうは庁舎5階に食堂がございまして、その冷蔵庫が経年劣化しておりまして故障が多いという部分で、市の職員の共済組合と折半をして、市として半分負担金とい

うことで盛ってあるものでございます。

それから次の白丸、車両管理諸経費でございますが、主なものでは2つ目の燃料費、こちらのほうは庶務課の専用の公用車等のガソリン、軽油代等でございます。それから6つ飛びまして、自動車等借上料1,115万6,000円でございますが、こちらのほうは、庶務課が所管しております公用車9台のリース代、それから大型バス等の民間に委託しておりますが、その賃借料でございます。

それから次の白丸、紙のタイムマシン活用事業でございます。こちらの主な内容につきましては、一番下の古紙再生機使用料、こちらのほうはオフィス製紙機のペーパーラボのリース代でございます。なおこちらのほうにつきましては、今年度、実績になります処理枚数ですけど月2万5,600枚、それに伴いまして生産、紙のできた枚数ですが、1万6,800枚、月平均で実績となっております。これにつきましては29年度対比でいきますと、それぞれ月平均1,000枚くらい増になっているというような状況であります。これは機器についても、相当エプソンさんのほうからとの調整の中で改善をしてきている部分もございますし、職員の管理についても徹底をされてきている部分もあります。なお、なかなか処理、生産する枚数につきましては、ある程度限られた部分がございますので、これ以上ふえるかどうかというのはちょっと微妙な部分がありますが、いずれにしてもそれ以外にも視察件数も今年度22件、子供たちも含めて574人の見学者が見えているというような部分で、相対的な部分で対応してまいりたいと思います。

次のページをお願いいたします。88ページ、一番上の白丸、契約事務諸経費でございます。こちらのほうの主な内容は、下から2つ目の財務会計システム使用料、こちらのほうは適正な入札事務を行う上のシステム内、契約事務のリース代でございます。以上であります。

○**選挙管理委員会事務局長** 次の白丸、固定資産評価審査委員会費でございます。これは1つ目の黒ポツ、固定資産評価審査委員会委員報酬を3人分でございます。固定資産の評価額に対する審査申出があったときのみ開催されるものでございますが、3人分の報酬となっております。2つ目の黒ポツとしまして、このうち1名が今年の7月に3年の任期が終了するものに伴い、交代に伴う記念品代でございます。以上です。

○**秘書広報課長** 次の2目秘書広報費をお願いします。最初の白丸、秘書事務諸経費735万円ですが、1つ目の黒ポツ、市長表彰等記念品代28万3,000円でございますが、これは11月3日に予定されます市長表彰式における記念品代と、あと義務教育9カ年皆勤者の記念品代であります。次の普通旅費277万6,000円ですが、市長、副市長及び随行職員、運転職員の出張旅費でございます。次の交際費120万円ですが、市長の対外的活動、交際上必要な経費でございます。1つ飛ばしまして食糧費35万3,000円ですが、これは市のPR用の特産品ワイン等の経費でございます。それから、下から4行目と3行目になりますが、全国市長会負担金35万7,000円と県市長会負担金88万7,000円ですが、これは全国、県市長会の運営費を市の規模に応じて負担するものでございます。1つ飛ばしまして、信州塩尻会事業補助金30万円でございますが、東京、名古屋、関西塩尻会の通信運営費や会場費に充てるものでございます。

次の予算書89、90ページをお願いいたします。上の白丸、都市交流事務諸経費22万1,000円であります。主なものとしまして、3つ目の都市交流協会補助金10万円でございます。姉妹都市との親善交流事業等に要する経費に対する協会への事業補助金になります。

次の白丸、広報広聴活動事業3,293万8,000円でございます。3つ目の黒ポツ、広報モニター謝礼10万2,000円とその下の市民リポーター謝礼3万4,000円ですが、モニター6人、リポーター2人の活動に対する謝礼でございます。5つ下の印刷製本費1,201万6,000円でございますが、月1回発行します広報しおじり、今回2万2,400部を見込んでおりますが、こちらの印刷費が主なものでございます。4つ下の有線テレビ広報事業委託料737万4,000円でございますが、行政チャンネル業務委託料とテレビ広報しおじり15分番組の制作と放映を委託するものでございます。次の広報配送仕分作業委託料113万6,000円と広報配布委託料305万8,000円ですが、広報誌の配送仕分、配布作業をシルバー人材センターに委託するものであります。次の番組制作放送委託料27万5,000円でございますが、テレビ広報しおじりをホームページからインターネット配信するためのデータ変換、配信にかかわる委託料であります。次の広報テキスト版作成委託料30万6,000円ですが、音声読み上げソフトに対応した広報テキスト版を作成するものであります。4つ下のホームページ管理システム使用料348万9,000円につきましては、システムの利用運用対応のリース料でございます。その次の緊急メールシステム使用料につきましても、システムの利用運用対応のリース料であります。

次の白丸、市制施行60周年記念事業397万7,000円でございますが、こちらの60周年記念事業につきましては、2月8日の全員協議会で基本計画について報告させていただきましたが、そのうちの記念式典等にかかわる経費について、こちらで計上させていただいております。主なものは、2つ目の記念式典出演者謝礼40万円でございますが、式典第2部のアトラクションにおきまして、今のところタレントの松山三四六さんを進行係としてお願いしておりますが、そちらの出演料にかかわるものが主なものでございます。次のページ、92ページをお願いします。2つ目の黒ポツですが、公開番組実施委託料160万5,000円です。こちらは、出張なんでも鑑定団 in 塩尻の公開収録にかかわる委託料でございます。秘書広報費につきましては以上です。

○会計管理者 同じく91、92ページ、3目会計管理費をお願いします。92ページ1つ目の白丸、会計事務諸経費1,360万円でございますが、主なものといたしましては、2つ目の黒ポツ、印刷製本費144万9,000円、これは一般会計特別会計の決算書及び支払通知書等にかかわる印刷経費でございます。2つ飛びまして電算機器使用料63万2,000円、さらに1つ飛びまして財務会計システム使用料980万円につきましては、財務会計事務処理全般にかかわる機器の使用料でございます。

次の白丸、公有財産売却事業20万6,000円につきましては、ヤフー官公庁オークションを使用し、今後使用する見込みのない公有財産、備品等を公売するために要する経費でございます。会計事務にかかわる経費は以上でございます。

○財政課長 続きまして、4目財政管理費527万円は事務経費ということでございまして、主なものは財務会計システム使用料の391万円余でございます。

5目財産管理費は8,459万円余で、前年度比較1,706万円余の減額でございます。2つ目の白丸の財産管理事務諸経費の中の主なものにつきましては次のページになりますけれども、4つ目の黒ポツの全国市有物件災害共済会分担金763万円ということで、市が持っております建物の火災保険と公用車の自動車保険に対する分担金になります。2つ下の黒ポツ、特殊建物定期報告委託料251万円余につきましては、建築基準法によ

る定期点検が義務づけられているものの点検ということで、31年度は保育園など20施設の点検を予定しております。さらにその2つ下の黒ポツ、市道分筆測量等委託料781万円余につきましては、市道敷の分筆のほか市有地の境界確定など、土地家屋調査士等に委託する金額でございます。4つ下の黒ポツ、土地等賃借料3,910万円余につきましては、保育園用地などの賃借料となっております。

次の白丸、基金積立金につきましては各基金の元金と利子の積立金で、2,144万円余でございます。こちらが前年度比較では1,732万円の減額となっております。減額の主な理由につきましては、平成30年度につきましては、ふるさと寄附金の一部を森林環境保全基金に積み立てるとして1,700万円を計上しておりましたが、31年度はふるさと寄附金の減額が見込まれることから、そちらの計上をしていないための減額となっております。財産管理費は以上です。

○企画課長 では、おめくりをいただきまして95、96ページをお願いいたします。6目の企画費になります。96ページの説明欄、上から2つ目の白丸、行政評価推進事業86万円余についてですが、こちらにつきましては外部評価機関としての行政評価委員会の委員報酬等を計上したものであります。一番下の黒ポツの行政経営アドバイザー業務委託料48万円につきましては、我が国の行政評価研究の第一人者であります関西学院大学の稲沢克祐教授をアドバイザーといたしまして行政経営システムによる負担の見直しを行っていくものであります。

その下の白丸、広域行政推進事業の2つ目の黒ポツ、松本広域連合負担金1,280万円余につきましては、こちらにつきましては松本広域連合の議会費、総務費にかかわる負担金であります。

その下の行政改革推進事業につきましては、平成30年度までの民間活力導入事業の名称を変更いたしましたものであります。一番上の黒ポツの公の施設指定管理者選定審査会委員報酬5万円余につきましては、5人の委員によりまして公の施設の管理者指定の適正な手続を行うものであります。私からは以上です。

○地方創生推進課長 続きまして白丸、シティプロモーション事業について説明をさせていただきます。一番上、地域おこし協力隊員報酬1名分になります。こちらのほうですが、今まで本年度、安藤さんがやめられまして、その後任として移住定住の際に働く場所にフォーカスを当て、これ起業も含めた場合なんです、どうしても移住のネックになるときに働く場所が引かかるということで、働く場所をプロモーションすることで、本市の住みやすい場所であるということを担当地域おこし協力隊員でございます。商工会議所のほうと連携をして、首都圏からのいきなり移住ではなく、関係人口の構築や、片や商工会議所の中小企業の外部人材の活用などもやっておりますので、この辺を連携していくというものであります。今まで募集採用をやってまいりましたが、ようやくここで決まりまして、来年の4月以降、1名採用するものでございます。飛ばしまして、寄附謝礼品になります。ふるさと寄附の返礼品を買うお金になりますけれども、歳入のほうで説明あると思いますが、新年度ふるさと寄附のほう、当初予算は5,000万円を想定しておりますので、その返礼品率3割で積算をしたものでございます。今年度2月末時点のふるさと納税の現状でありますけれども、寄附件数が約2,700件、寄附額が4億4,000万円余となっております。補正予算のときでも減額のほうを申請させていただきますけれども、昨年9月の補正のときに5億5,000万円一度上げさせていただきましたが、それまでは前年を上回るような形で寄附額がありましたが、それ以後、御周知のとおり11月ごろから制度の変更等ありまして、全国でいろいろな自治体が出てくる中で、うちと同じ品物を扱いながらも低額の寄附で同じものが取得できる自治体があ

ったりですとか、やはりポイントの還元をやっている自治体等に流れているのかなというような分析で、若干ここへ来て鈍った形となっております。下から2つ目の黒ポツ、ふるさと寄附の業務委託料、こちらのほうは振興公社のほうへ発注するものでございます。めくっていただきまして98ページ、3つ目の黒ポツ、シティプロモーション推進事業の負担金でございますが、これはシティプロモーション推進会議のほうへ負担するものでございます。外部コミュニケーション事業、内部コミュニケーション事業、結婚支援事業の3本柱で事業を行ってまいります。

続きまして白丸、移住定住促進事業でございます。地域おこし協力隊報酬2名になります。振興公社の空き家コーディネーターと共に活動している地域おこし協力隊員2名分になります。その次の黒ポツ、地域おこし協力隊員採用支援業務委託料になりますけれども、今言った2名のうち具体的名前を言いますと、今井斐子さんが6月30日で任期満了でということになっております。引き続きもう1名、同じ活動をするミッションを与えて地域おこし協力隊を採用したいということで、この採用にかかわる業務委託料になります。2つ飛ばしまして移住促進事業負担金でございますが、こちらはプレゼント事業にかかわるものでございます。今年度より100万円減額しておりますが、新年度はプレゼント事業のちょっと単価のほう見直しと、実際にヒアリングから聞いて、すぐに取りかかれるようなものを若干経費をかけて回してくるような形のものにしたいと思っております。ちなみに今年度2月末時点で、申請件数は50件になっております。一番下、地域おこし協力隊員起業支援事業補助金100万円でございますが、先ほど説明しました今井斐子さんが引き続き本市のほうで残って北小野地区をベースにして事業を起こしたいという意向を現在示しておりますので、その起業支援の補助金になります。

次の丸、地域資源ブランド化推進事業でございます。今年度も取り組んでおります引き続きの事業になります。地場産品から地域全体のイメージまでを含めた地域資源を活用し、大学や民間事業者との協働体制により本市のブランド価値の向上を目指していくものでございますが、新年度は特に大学生を中心とした若者にフォーカスを当てまして、本市の地域資源を活用していただいたマイプロジェクトに挑戦するというので、本市のフィールドワークとして提供することで若者がチャレンジできる環境を醸成していこうと。結果、若者が挑戦でき、まち全体が挑戦し続けている都市ブランドの構築を目指してまいります。3つ目の共同研究費でございますが、引き続き信州大学の地域ブランド実践ゼミのほうの共同研究費ということで100万円。その中から3つほど、もしテーマ出てきた場合に、実践のプログラムの経費として1テーマ当たり10万円を見越しておりますが、3テーマほど実践の経費ということで実証事業負担金を計上してございます。

続きまして、MICHIKARAプラス推進事業になります。新年度第5回目のMICHIKARAになりますが、過去4回の課題から、毎回挙げている課題にはなるんですが、提案されたものが確実に事業化できるのが非常に少ないということですので、新年度は確実に事業化できるよう提案後のところにスタートアップ企業を参加できるような形として仕組みを再構築するものでございます。プロジェクト推進委託料350万円で、今年度より100万円ほど多くなってございますが、350万円のうち250万円につきましては、今までどおりチェンジウェブ様のほうへ業務提携をしてMICHIKARA本体のほうの設計をしていただくんですが、提案をいただいた後のものについてスタートアップ企業の募集、参画、実践プログラムの構築等の業務をチェンジウェブとは別の事業者のほうにお願いをしていくというものでございます。一番下、実証事業推進負担金でございま

すが、そのうちの2テーマほど、実際に事業化するに当たってのプロトタイプを経費として60万円を見越しているものでございます。

白丸、シビックイノベーション推進事業でございます。今年度はオープンイノベーション推進事業となっておりますが、新年度シビックイノベーション推進事業に名前を変更させていただきました。平成30年8月にオープンしたスナバ1階の運営にかかわる経費でございます。地域おこし協力隊3人、それから運営マネジメント等業務委託料は今年度と引き続きなりますが、東京にありますImpact HUB Tokyoのほうへ業務委託をして運営の支援を行っていくものでございます。一番下のシビックイノベーション推進負担金でございますが、これは今年度一般会計で消耗品ですとか旅費ですとか費用弁償を盛っておりますが、全部まとめて負担金として活動業務として活用していくものでございます。説明は以上です。

○情報政策課長 同じページ、97ページ、98ページ、7目情報開発費でございます。1つ目の白丸、住民情報等電算システム管理事業ですけれども、これは住民情報、いわゆる税や住民票とかいったようなものの情報のシステムの管理の部分、それからマイナンバー関連の管理の部分の情報政策課の負担分ということになってございます。一番大きなもの、一番下の黒丸ですけれども、中間サーバ・プラットフォーム利用負担金ということで、これはマイナンバーに関係する国が構築して定めているシステムの利用負担金ということで、ここの部分が昨年度に比べると倍増というふうになってございます。

おめくりいただきまして99、100ページ。100ページの一番上の白丸、行政情報等システム運用事業につきまして6,073万8,000円余ですけれども、上からシステム保守委託料、パソコン等使用料、電算機器使用料につきましては、職員が利用するパソコンの管理システム等を含めたリース料というふうになってございます。一番下の黒丸、長野電子自治体負担金につきましては、県自治振興組合が行っております電算システムの共同化に対する事務の負担金というふうになってございます。

それから次の白丸、塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業9,241万円余でございますが、上から5つ目、電話料495万9,000円につきましては、情報プラザからインターネットに出て行くための接続の上流回線分の電話料となっております。その下の黒丸、指定管理料ですけれども、これは情報プラザの建物、それから市内130キロに及びます光ケーブルの保守委託ということで、指定管理者に対しての指定管理料ということで、NTT東日本関信越に委託をしておるものでございます。それから2つ飛ばしまして電柱共架料330万円余でございますが、これにつきましては光ケーブルを電柱に添架しておいたりするものについて、中部電力やNTTさんに負担するものでございます。それから1つ飛ばしまして空調設備更新工事499万円につきましては、情報プラザ20年を経過しまして、空調機器の保守を更新しないことには運用がちょっとおぼつかなくなってきておりますので、空調設備の更新、それからその下、受電設備の改修工事につきましても、電気を受けるところの設備の機器に関して中部電気保安協会から更新の依頼がありましたので、これを受けて更新するものでございます。

その下、情報処理事務諸経費につきましては、情報施策としてさまざまな機器の更新、小さい機器の更新を含めての費用となっております。

それからその下の白丸、分散型無線ネットワーク事業ですけれども、これは市内に640カ所設置してござい

ます自立型無線、アドホック無線と呼びますが、の管理委託料ということで、主にセンサーネットワークの運用に活用しているものでございます。

それからその下の白丸、グループウェアシステム運用事業につきましては、職員が利用しているグループウェアにつきまして、保守委託料と、それから使用料ということで載せてございます。

101、102ページ、102ページの一番上の白丸、印刷管理システム運用事業ですけども、これも職員が利用しておりますコピー機やプリンターにおける利用料というふうになってございます。それから、タブレット会議システムということで、紙を削減する会議システムの使用料もここに含まれてございます。

それから、情報セキュリティ運用事業ですけども、これにつきましては、国が求めた自治体のネットワーク分離に基づいて幾つか更新させていただいたものの使用料と保守委託料が上に2つ載ってございまして、一番下の黒丸、長野県セキュリティクラウド運用負担金につきましては、これも総務省のほうで国が各県ごとにインターネットのセキュリティの部分を守るものを用意しろということで、県が構築したのものに対する運用の負担金ということになります。

それからその下の白丸、ICT人材育成事業ですけども、これにつきましてはICT先進地というのの実現に向けて小学生から高校生まで計画的に継続的なICT人材の育成を図るということで、主に講座の開催を行っております。本年度につきましては12講座開催をさせていただいたものになります。

それから最後の白丸、セキュリティ人材育成事業ですけども、これについても平成30年度からの新規事業ではありますけれども、セキュリティ人材の不足ということをもとに塩尻市でセキュリティ人材講習の講座を開催するという形にさせていただいてございまして、キャンプみたいな専門的な知識を学ぶ講座を1回、それから勉強会としまして、広く一般の方が来られる会を1回ということで、年2回の開催を予定しております。来年度におきましては、経済産業省の系列の一般財団法人セキュリティ・キャンプ協議会が主催するセキュリティ・ミニキャンプ地方大会の誘致を現在申請を出してございます。当たった場合はそちらを開催させていただきますが、当たらなかった場合は本年度と一緒に同じことをやらせていただこうというふうに思っております。私のほうからは以上です。

○**地域振興課長** 続きまして、8目地域づくり振興費7,076万3,000円をお願いしたいと思います。説明欄の白丸、地域づくり事務諸経費でございますけれども、542万8,000円。地域づくり係と長野県民交通災害共済の事務にかかわる費用でございます。上から3つ目の黒ポツの長野県民交通災害共済会費徴収報酬金99万円につきましては、一般会員の取りまとめた分につきましては、1人当たり30円を該当区に支払うものでございます。

次の白丸、行政連絡諸経費4,613万7,000円につきましては、市内66区の区長さんに行政連絡長を委嘱しまして、市と区の間での連絡調整を図っていただく活動費でございます。最初の黒ポツの行政連絡長66人分の報酬2,962万円余、それからページをおめくりいただきまして下から2つ目の黒ポツ、行政連絡委託料1,507万円余は、行政連絡活動費及び広報等の配布にかかわります委託料でございまして、区ごとの世帯数に応じましてお支払いをするものでございます。

次の白丸、コミュニティ活動支援事業488万6,000円につきましては、最初の黒ポツのふれあいのまち

づくり事業補助金429万円余は、各区が実施をいたします生活環境の整備、区誌発行等の事業7件と、ずくだし事業1件に対する補助金でございます。次の黒ポツ、集会所改修事業補助金59万円余は、地区の集会所出入口の勾配改修工事の1件でございます。

次の白丸、防犯灯管理事業774万1,000円につきましては、最初の黒ポツのLED防犯灯設置改修補助金といたしまして、地区要望508基分と緊急時の対応分4基分の512基分609万円でございます。この防犯灯設置改修は、例年地区からも強い要望をいただいておりますし、議会のほうからも大変強い要望をいただいておりますので、各区等からの要望に沿って今年度予算を計上させてもらっております。また、次の黒ポツの指定防犯灯電気料補助金は、人家からおおむね100メートル以上離れた場所に設置されております指定防犯灯の電気料の補助といたしまして、663基分165万円余を予算計上させていただいております。

次の白丸、地域活性化プラットフォーム事業657万1,000円につきましては、最初の黒ポツの講師謝礼16万円は、地域の核となる人材を育成するために研修会等を開催するための講師謝礼でございます。それから一番下の黒ポツの地域活性化プラットフォーム事業補助金630万円は、地域課題を解決するために地区が主体的に取り組む事業に対しまして事業執行に必要な補助金を交付しております。4地区の継続事業に対しまして交付するものでございます。

続きまして、9目支所費でございますが、説明欄の白丸、片丘支所管理運営費から113ページ、114ページの檜川支所管理運営費まで支所ごとに計上してございます。全て各支所の通常の維持管理あるいは支所業務の運営に関する経費でございますので、私のほうから特徴的なものの御説明を申し上げます。

まず、各支所に共通の経費でございますが、11節需用費の中の営繕修繕料につきましては、広丘支所、檜川支所は、支所移転に伴います改修となります。また、片丘支所、宗賀支所、北小野支所、吉田支所は、施設の点検において不適が指摘された箇所または経年劣化により改修が必要な箇所の営繕修繕料となっております。

次の13節委託料の中の清掃委託料につきましては、平成31年度から新たに3年間の長期継続契約を行うに当たりまして、前年度は契約額を今年度は設計額を予算計上しておりますので、それによりまして前年度より増額となっております。特に前回契約の西地区、宗賀支所、洗馬支所、吉田支所につきましては、前回の入札時の設計額と落札額との差が大きいため、予算計上額も大きくなっております。

次に、支所ごとの特徴的なものにつきまして御説明を申し上げます。まず105、106ページ、広丘支所管理運営費でございますが、北部交流センターへの移転後の施設管理費につきましては、10款教育費5項社会教育費の北部交流センター管理諸経費で予算計上を行っておりますので、前年度よりも清掃委託料、警備委託料等の施設管理費分が減額となっております。

次に107、108ページの北小野支所管理運営費でございますが、下から4つ目の黒ポツの自動車等借上料33万1,000円につきましては、公用車の軽トラを入れかえるものでございます。平成13年度から使用しております、17年が経過し経年劣化が著しいため、車両をリース契約することによる借上料となっております。

次に111、112ページの檜川支所管理運営費でございますが、檜川保健福祉センターへの移転関連予算といたしまして、次のページの113、114ページ、上から4つ目の黒ポツの監理委託料231万6,000円、

下から2つ目の黒ポツの檜川保健福祉センター改修工事6,998万4,000円でございます。なお、檜川保健福祉センターへの移転後の施設管理費につきましては、檜川支所管理運営費に予算計上しております。地域づくり振興費及び支所費につきましては以上でございます。

○市民課長 引き続き113、114ページをお願いいたします。10目生活支援対策費の1つ目の白丸、嘱託員報酬は、消費生活専門相談員、シチズンサポーターの報酬などでございます。なお、消費生活相談の経費につきましては、専門相談員報酬と関連する事務費分が県補助金で交付されます。

2つ目の白丸、消費・生活支援対策事業の主なものは、3つ目の黒ポツ、法律・特設合同相談員謝礼112万2,000円で、定例法律相談などの弁護士等への謝礼でございます。消耗品費82万7,000円には、28年度から行っております電話による特殊詐欺被害等を防止するための機器の購入費用が含まれております。私からは以上です。

○人事課長 それでは、次の115、116ページをお願いいたします。11目の職員厚生費でございます。まず1つ目の丸、嘱託医報酬36万円でございますが、労働安全衛生法の規定によりまして50人以上の職場では設置義務がございまして、田村内科医院の院長先生に嘱託医としてお願いをしているものでございます。

次の白丸、職員健康管理・福利厚生費でございます。4つ目の黒ポツ、健康診断料でございますが、こちらにつきましては、職員が人間ドックを受けたときの特定健診の事業主負担金とか特定健康診査負担金等の予算でございます。次の黒ポツ、メンタルヘルスカウンセリング委託料でございますが、こちらは産業カウンセラーをお願いいたしましてカウンセリングをお願いするものでございますが、定時のものあるいは緊急のもの、随時あるいは新規採用職員、またストレスチェックを行った後の高ストレス者のためのカウンセリングとして規定しているものでございます。次の黒ポツ、職員健康診断等委託料でございますが、こちらは集団ヘルスクリーニングをJA長野厚生連、また循環器系健診を長野県健康づくり事業団のほうに委託いたしまして健康診断等をお願いしていくものでございます。次の黒ポツ、ストレスチェック調査分析業務委託料でございますが、こちらは平成28年度から行っているものでございますが、引き続きストレスチェックにつきまして全職員対象として行っているものでございます。

次の12目職員研修費でございます。人材育成事業でございますが、2つ目の黒ポツ、特別旅費につきましては、職員を外部機関に派遣して研修を行うための旅費と、職員を外部機関に派遣している特別旅費でございます。これは30年度につきましては3名、例えば長野県とか県の市長会あるいは滞納整理機構、こういった3名の者を派遣しておりましたが、31年度は県の道路建設課のほうに1名のみ派遣するものでございまして、220万円余ほど減額となっております。2つ飛びまして、研修委託料でございます。こちらは、一般研修あるいは特別研修等の研修を行っていくものでございます。その下の職員採用試験事務委託料でございますが、専門試験、教養試験あるいは適性検査の試験をそれぞれ委託していくものでございますが、予算的には6万9,000円余の増となっております。これは、新年度におきましては受験者数を増とする見込みとしておりまして、増額となっております。その下、人的資源管理計画調査委託料でございますが、人的資源管理計画の計画策定にかかわりますアドバイザー契約の委託をするものでございまして、30年度、いわゆる業務棚卸しの業務をお願いしてございますが、引き続き富士通総研さんのほうにお願いしていく委託料でございます。次の会議出席負担金で

ございますが、派遣研修の負担金とか青年会議所へ会員として行っております負担金、また日本経営協会の会員の負担金等でございます。以上でございます。

○**委員長** 昼食の時間になりましたので、防災防犯費、午後からやりたいと思います。1時まで休憩といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時58分 再開

○**委員長** 休憩を解いて再開をいたします。

それでは、2款13目防災防犯費から説明をお願いいたします。

○**危機管理課長** 続きまして、13目防災防犯費をお願いいたします。主なものについて御説明いたします。116ページの説明欄、防災防犯諸経費820万円余のうち上から6つ目の黒ポツ、消耗品費223万円余につきましては、備蓄倉庫に保管する水、アルファ米、毛布等の購入費でございます。次のページをお願いいたします。上から2つ目の黒ポツ、塩尻朝日防犯協会負担金220万円は、塩尻警察署を事務局とする防犯協会の塩尻市の負担金でございます。一番下の黒ポツ、資機材等補助金130万円につきましては、自衛消防隊、自主防災組織などが活動する上で必要となる資機材の購入に対する補助で、1組織3年間で10万円を限度に交付するものでございます。

次に、その下の白丸、防災施設・設備等整備事業3億3,879万円余のうち最初の黒ポツ、消耗品費425万円余につきましては、移動系の防災行政無線のバッテリー交換を30年度から3年に分けて実施するに当たり、半固定局4個、携帯型無線機80個分のバッテリー購入費であり、保守点検時に交換するものでございます。上から6つ目の黒ポツ、監理委託料377万円余につきましては、檜川地区の防災行政無線整備工事を実施するに当たり、工事の管理を委託するものでございます。3つ下の黒ポツ、防災行政無線保守点検管理委託料1,342万余でございますが、塩尻地域のデジタル防災行政無線にかかわります保守点検料の委託料678万円余と、3年に分けて実施しますデジタル移動系の防災行政無線保守点検委託料660万円余でございます。4つ下の黒ポツ、防災行政無線再免許申請業務委託料163万円余につきましては、デジタル移動系の防災行政無線免許の再免許申請委託料となります。4つ下の黒ポツ、檜川地区防災行政無線整備工事3億676万円余は、檜川地区のデジタル同報系無線を整備するための工事費です。市役所親局設備、中継局設備、屋外子局等の整備を実施するものでございます。その下の個別受信機設置費補助金138万円余は、防災行政無線が聞こえない地域の補助金15件分と、一般世帯分5件分の補助金でございます。私からは以上です。

○**選挙管理委員会事務局長** 予算書の121ページ、122ページをお願いいたします。15目公平委員会費でございます。白丸、公平委員会運営事務諸経費でございます。1つ目の黒ポツ、公平委員会委員報酬3人分でございますが、不利益処分に対する審査請求が出てまいりました場合、この3人において委員会を開催いたします報酬でございます。また2つ目の委員退任記念品代でございますが、4年の任期で1人の委員さんが6月に任期が終了となることに伴う記念品代でございます。私のほうからは以上です。

○**税務課長** 続きまして123、124ページをお願いいたします。2項徴税費2目賦課徴収費をお願いいたし

ます。124ページ、賦課事務諸経費9,662万円は課税に係る経常的な事務経費であります。主なものは10番目の申告書郵送料551万7,000円につきましては、通常の郵送料のほかに庶務課で対応しておりました市県民税、固定資産税、軽自動車税の当初納税通知書の発送に係る郵送料を税務課へ組み替えたものでございます。4つ下のパンチオペレート業務委託料520万4,000円は、各税目の課税において紙ベースで提出を受けた申告書等の情報をパンチ入力するための委託料であります。次のeLTA X関連業務委託料97万2,000円は、インターネットを利用して行われる地方税の手続に関するシステムの更新が5年ごとに行われており、このシステムの更新、改修をするために必要な委託料でございます。次の納付書作成等業務委託料928万4,000円は、市県民税、軽自動車税、固定資産税、納税通知書の印刷、印字、封入、封緘等の委託料であります。次の自動車等借上料につきましては、税務課で保有しておりました車両を新たにリース車両に更新するためのものでございます。2つ下、税システム使用料1,385万2,000円は、基幹電算システムのうち税務課で負担すべき部分の金額であります。5つ下、市県民税申告課税業務支援システム使用料451万8,000円は確定申告時における所得税及び市県民税の申告書作成の支援システム及び課税データを蓄積するシステムの使用料であります。2つ下、地方税電子申告等支援システム使用料393万3,000円ですが、昨年まではeLTA X関連業務委託料として計上しておりましたが、システムの利用料としての意味合いが強いため新たに使用料へ組み替えたものでございます。内容といたしましてはインターネットを利用して行われる地方税の手続きに関して、報告者または申告者からのデータの受け取り及び該当地方団体へデータの受け渡しを行う業務のほか、申告されたデータのバックアップ等を行うものでございます。おめくりいただきまして125、126ページをお願いいたします。126ページ2番目の市税還付金3,500万円は、法人、市民税を中心とした市税の還付に充てるものであります。

続きまして固定資産評価替等対応事業の評価替等対応事業委託料3,633万7,000円は、土地、家屋の経年移動データの更新、公図の経年移動データの更新と3年に一度実施する評価がえに対応する事業であり、航空写真の撮影と各種項目の見直しと検証を行う委託料であります。その下、標準宅地不動産鑑定委託料2,070万8,000円は、3年に一度実施する評価がえに伴い、来年2020年1月1日現在の本鑑定と毎年実施する7月1日現在の簡易鑑定を実施する委託料でございます。税務課関連は以上でございます。

○**収納課長** その下の白丸、徴収事務諸経費2,895万5,000円でございますが上から15番目、真ん中より少し下の黒ポツになりますが地方税共通納税システム導入委託料124万2,000円でございますが、これは納税者が納付すべき複数の自治体へ1回の操作で電子的に納付できるシステムを導入するための委託料でございます。このシステムは法改正によりまして本年10月から全自治体が導入をいたします。続きまして下から8番目の黒ポツ、滞納管理システム使用料566万4,000円、その下、収納管理システム使用料119万9,000円は、滞納処分等の管理、また市税等の収納業務に特化した電算システムの使用料でございます。3つ下の黒ポツ、地方税滞納整理機構負担金500万2,000円でございますが、地方税の大口徴収困難案件の滞納処分を専門的に行います地方税滞納整理機構へ25件の徴収を移管する負担金でございます。内訳といたしましては基本負担金が5万円、平成29年度の徴収実績に基づく徴収実績の10%、255万2,000円、それと処理件数割になりますが1件当たり9万6,000円の移管件数25件分、計240万円の内訳となっております。

す。私からは以上でございます。

○**市民課長** 127、128ページをお願いいたします。3項1目の戸籍住民基本台帳費は3つ目の白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費のうち中ほどの黒ポツ、戸籍システム保守委託料、以下の戸籍システム、住基システム、住基ネットワークシステム、コンビニ交付システムの使用料及び保守委託料が主なものでございます。下から2つ目の黒ポツ、個人番号カード交付事業交付金792万3,000円は、マイナンバー制度に基づくマイナンバーカードの発行業務を地方公共団体情報システム機構へ委任する経費で、全額が国庫補助金として交付されます。私からは以上です。

○**選挙管理委員会事務局長** それでは次の129ページ、130ページをお願いいたします。2款総務費4項選挙費1目選挙管理委員会費の2つ目の白丸、委員会運営等事務費でございます。主なものでございますが1つ目の黒ポツ、選挙管理委員会委員報酬4人分、それから9つ目の真ん中くらいの黒ポツ、選挙システム使用料169万8,000円は選挙人名簿を管理しているサーバーの使用料となります。3月、6月、9月、12月の定時登録及び各選挙の選挙時に登録される有権者をこのサーバーにより確定しているものでございます。

続きまして2目選挙啓発費でございます。白丸、選挙啓発事務費につきましては1つ目の黒ポツ、選挙ポスター表彰記念品代でございますが、11月3日の文化の日に小中学生に選挙の啓発ポスターを書いてきていただき展示し、またこのときの出してきていただいた小中学生に対しての記念品を贈るものでございます。3つ目の印刷製本費でございますが、この20万3,000円は選挙における立会人等の募集のチラシを作成するものでございます。

3目参議院議員選挙費でございます。任期満了に伴います参議院議員通常選挙の執行が7月に予定をしております。今の予定ですと7月4日告示、7月21日選挙の予定でございますが、まだ未定の状態ではございますが7月が任期満了でございますので選挙となります。選挙につきましては1つ目の白丸、投票管理者等報酬ということで、期日前、当日の投開票による管理者及び立会人への報酬、2つ目の白丸、職員給与費として、これは事務従事者に係る手当でございます。

また3つ目の白丸、選挙事務諸経費でございますけれども、めくっていただいて131ページ、132ページでございますが、上から10個目の郵便料は、入場券を発送する経費でございますし、そこから4つ下がっていただいた黒ポツ、ポスター掲示場設置委託料につきましては8区画を予定したものを設置する予定でございます。また一番最後の黒ポツ、備品購入費でございますが、先ほど出ました選挙サーバーの入れかえ、5年リースの切りかえに伴う入れかえを予定しているものでございます。

続きまして4目県議会議員選挙費でございます。県議会議員選挙につきましては3月29日告示、4月7日投開票ということでございますが、3月から期日前が始まることから平成30年度、平成31年度と経費を分けてお願いしているところでございますが、その平成31年度分の経費を計上したものでございますのでよろしくお願いいたします。

続きまして133ページ、134ページをお願いいたします。5目市議会議員選挙費でございます。市議会議員の選挙につきましては任期満了に伴う市議会議員の選挙でございますが、4月14日告示、4月21日投開票ということで特例法に基づきまして日が決まっておるところでございます、議員定数18人を選挙するものでござ

います。先ほどの選挙と同じように投票管理者等の報酬、職員の給与また事務費としましては郵便料が入場券という形になっておりますし、ポスター掲示場は27区画で予算をさせていただいております。ページめくっていただきまして135ページ、136ページでございます。一番最後の黒ポツ、選挙運動公営費の負担金でございます。選挙運動にかかわる経費の一部を公費負担をするということで、市の条例において決まっているものがございます。選挙運動用の自動車の借り上げ、燃料、運転手、また262カ所のポスター掲示場のポスターの作成経費、今回から新たに市会議員もできることとなりました選挙運動用ビラの作成に伴う経費と、それから市会議員の場合は郵便はがきが2,000通送れることから、そういったことへの公費の負担ということで1,550万5,000円という形で計上をさせていただいたものでございます。

続きまして6目財産区議会議員選挙費でございます。財産区の議会につきましては今回、宗賀及び北小野の財産区議会の一般選挙の執行でございます。任期満了が本年の8月19日ということで、定数でございますが宗賀の財産区が7人、北小野が10人ということで、毎回選挙にはなりません。財産区の議員さんを選挙するものでございまして、これは公職選挙法268条に基づき町村の議会の選挙に関する規定を準用して行うものとなります。ほぼ市会議員の方たちと同じ状況で行われる状況にはなりますが、大きなことと言えばポスター掲示場というようなものの設置等がございませんので、それぞれ経費としては市会議員とか県会議員に比べれば予算科目は少ない中ではございますが、ほぼ同じような形で選挙するという形で、これにつきましては今のところ7月30日を告示日、8月4日を選挙期日として執行してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。選挙につきましては以上になります。

○企画課長 ではおめくりをいただきまして137、138ページをお願いいたします。5項の統計調査費1目の統計調査総務費についてですが、138ページの説明欄の2つ目の白丸、統計調査諸経費51万円余になりますが、下から2つ目の黒ポツ、印刷製本費28万円余につきましては、統計書の統計しおじりの印刷経費となっております。

続いて2目の基幹統計調査費であります。基幹統計調査諸経費957万円余につきましては、平成31年度のは国勢調査の前年度に当たりますので調査区の設定を行うほか、農林水産省所管の2020年農林業センサスを中心に基幹統計調査の経費を計上したのとなっております。私からは以上です。

○選挙管理委員会事務局長 137ページ、138ページの6項監査委員費1目監査委員費でございます。次のページをお願いいたします。139ページ、140ページでございます。監査事務諸経費でございますけれども主なことは1つ目の黒ポツ、監査委員報酬3人分でございます。これにつきましては決算審査、定期監査、年12回の例月出納検査を行う監査委員に払う報酬でございます。その他、下の黒ポツ2つでございますが、東海地区監査委員また全国都市監査委員の総会や研修会等に出席するための負担金等が主なものとなっておりますのでよろしく願いいたします。監査については以上です。

○委員長 それでは説明を受けました77ページから140ページまでの質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 予算書の98ページあたりになるんですが、96ページも入っているかな、地域おこし協力隊についてです。これ幾つも分かれているんですが、誰が何をしているのかわからないんですが、その辺の一覧み

たいなものありますか。

○**地域創生推進課長** 今すぐ用意はできないんですが口頭で説明をさせていただきますと、シティプロモーションの中の地域おこし協力隊の1名は、先ほど説明したとおり「働く」をキーワードにしてプロモーションをかけていくことで、商工会議所の活動とあわせて移住定住を促進するミッションを持っております。移住定住促進事業の地域おこし協力隊2名ですが、こちら女性2名になりますけれども、振興公社の空き家コーディネーターと一緒に業務を行いながら、それぞれ北小野地区と木曽平沢地区のほうに居住をしていただきまして、地域コミュニティを生かす中で空き家の利活用のことを地所のミッションとして行っているというものはこちらの2名になります。シビック・イノベーションの3人につきましては、スナバの運営のための地域おこし協力隊3名ということでございます。以上です。

○**中村努委員** この費用、全額、国の負担でしたっけね。

○**地域創生推進課長** 特別交付税の対象となっております。

○**中村努委員** ある地域で、この地域おこし協力隊について地元の理解が余り得られてないところを聞きます。やっぱり地域おこしですから、そのコミュニティの中になじんでもらわなきゃいけないし、何をやっているかっていうと逆に町が廃れているように見えるような、そんなふうを感じるという声も聞きます。振興公社のほうでコーディネートしてくれているとは思んですが、地域のコミュニティとの、多分、雪かき一つにしたって、その地域のルールがあると思うんですね。そういうようなところから指導したりとか、そうやってなじんでいかないと中には迷惑な人たちだっていうふうに思われている感がありますので、その辺、今後どうされていくか。

○**地域創生推進課長** 一番如実に成功していると言っちゃいけないんですけども、移住定住促進の地域おこし2人は、先ほど説明したとおり地域のほうに居住をして、その地域の空き家を中心とした課題も解決しましょうということで、特に北小野に住んでおられる今井さんにつきましては、地域の消防団にも自主的にも入っていたりしています。それから平沢に住んでいる立川さんにつきましては、木曽の漆器組合の青年部のほうに御自身で入られて、地域の人たちと活動しているということです。ただ委員、御指摘されているとおり日常生活において、悪気はないのに挨拶しなかったとかっていうことで誤解が生じるようなことも、事例としてはないんですけども、そんなようなことも、これは通常、我々住民でもあり得る話なんですけれども、その辺のところは特にサポートというか注意をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**西條富雄委員** ページ戻りまして82ページの嘱託員報酬の中の説明の中に、緊急対応って話があった。その緊急対応って具体的にどういうことか教えてください。

○**人事課長** これにつきましては、例えば正規職員が急に療養休暇をとってしまうとか急に退職をするとか、あるいは特殊な業務がふえて人員が足りないという場合が該当するところでございます。以上です。

○**西條富雄委員** わかりました。続きまして86ページいきましょう。86ページの真ん中、先ほど冷蔵庫が壊れているっていうことで食堂設備整備負担金ってあったんですが、その食堂のことでお伺いしたいんですけど、きのうの新聞に塩尻市役所の食堂がワンコインで食べ放題ってあったんですけど、食べ放題ってどういうことな

のか説明してください。

○**人事課長** 委員、おっしゃったその記事、私見ていないものでいけないんですけども、ワンコイン、500円で食べ放題の日は水曜日でございます、カレー、パスタ、これはいわゆる食べ放題でございます。バイキング形式でございますので食べ放題でございます。しかしながら、そのほかの定食関係は通常500円で1人分の食材をいただくというパターンでございます。その記事がわからないのでいけませんけれども、勘違いもあるかもしれません。以上です。

○**西條富雄委員** わかりました。ああいうふうに新聞に書いてくれているのですから、ぜひ広がってくればおもしろいと思います。その下、一番下のほうに紙のタイムマシンっていうものが載っているんですけども、先ほど内部の中では2万5,000枚を1万6,800枚に再生できましたということで、この紙のタイムマシンの活用は、市役所以外の外部の他社では試しに来てもらうだとか、御利用いただいているような例はあるでしょうか。教えてください。

○**庶務課長** 今、お話がありました関係なんです、今のところ庁内のみの古紙の再生を行っているということで、今後につきましては、その部分も含めて検討する部分がありますが、現在、機器の稼働状況が昨年度から、まだ本格稼働になっていなかったものですから、実際、ある程度軌道に乗ってきましたので、運営につきましてはなかなかそこでどういう形で、例えば市民の皆さんから紙を提出していただくとか、企業のほうからっていう部分はあるかと思っておりますので、その辺も含めて今後研究してまいりたいと思います。

○**西條富雄委員** たまたま名刺をそれでつくった紙でつくって、あちこち回っていると、何だっていう話で話に花が咲いて、前、行った会社のほうも試しに使ってみたいなってあるものですから。それは、行けば使わせてもらうことはできるでしょうか。

○**庶務課長** 現在のところ、その部分で、誰でも許可をしますと収集がつかなくなるものですから、ある程度、基準をつくらないとなかなか難しい部分がありますので、そういう部分で、例えば研修とかへ来られたときに、こういう紙をやってみないかということはあるんですけども、具体的に個別に来て対応するってことは今のところできない状況でありますので、おまとめをいたしまして対応したいと思っております。

○**西條富雄委員** わかりました。

○**委員長** ほかに。

○**古畑秀夫委員** 細かい話をして申しわけないですが、同じ86ページの、このエレベーター、今、庁舎に2台あると思うんですが、1台使っているだけだと思うんですが、この保守点検するのは2台分の保守点検しなきゃいけないのか、1台しか使わないってことはそれだけ経費はかなり節減になっているのかどうか聞きたいと思っております。

○**庶務課長** エレベーターにつきましては、交互に1台ずつ動かしているということで、特別、固定してってわけではございませんので、動かしてないとやはり支障もというか、機器の故障にもつながりますので、保守自体は2台行っているということなんです。繁忙期っていうか、申告の関係もあるかもしれませんけれども、そのときには2台動かすとか、そういう対応をしておりますのでお願いいたします。

○**古畑秀夫委員** それから、90ページの緊急メールシステム使用料。緊急メールの場合のシステム使用料とや

り方、どこで発信してどういうふうに行っているわけでしょうか。どこでメール打って、緊急メールを発しているのはどこですか。

○秘書広報課長 基本的にその内容にもよりますが、危機管理課のほうから発信をしているのが主になります。あるいは警察のほうから情報が来れば、それを転送した形で登録してある方のところにお送りしております。

○委員長 よろしいですか。

○村田茂之委員 先ほどの関連なんですけど、紙のタイムマシン活用事業です。投入が2万5,600枚で再生が一万何百枚か、これがいわゆる機械の性能の標準的な再生率と考えてよろしいですか。

○庶務課長 これは実績でありますので、先ほど申しました数字は1台当たりなんですけど、2台になるとこの倍になるんですけど、いずれにしても4時間フル稼働しまして率からすると約3割くらいの稼働率です。

○村田茂之委員 稼働率ではなくて再生率。

○庶務課長 再生率は実際のところ6割から7割いくか。色紙とか、例えば先ほど名刺とかありましたけど、あんな厚紙とかになると再生率は変わってきますが、通常一般の紙ですと、6割から7割程度だと思います。

○村田茂之委員 あわせて1日4時間っていうところの中で、まだまだ稼働時間は稼働すると考えてよろしいですか。

○庶務課長 そうですね。紙の古紙さえあればという部分がありますので、ただ、庁内から出てくる紙というのが全てが対象にならないものですから、A4、A3サイズのものだけになりますし、ざら紙とかそういうものはできませんので、4時間というのはあくまで目標というかその部分で、実際には約2時間程度、半分くらいしか稼働していないという状況ですので、状況によってはフルに稼働することも可能です。

○村田茂之委員 安定稼働までには大変な御苦労があったんじゃないかなと思いますんで、今後、より効率的な使い方っていうことを目指していただきたいと思います。

○委員長 ほかに。

○副委員長 88ページ、先ほど早口で御説明あったので聞き取れなかったんですが、秘書課の事務諸経費の中で市長のお土産に持っていかれるワインっていうような話がありましたけれど、この内訳、項目ってのは何でしょうか。

○秘書広報課長 市長が市のPRということでお土産等に持っていく特産品のワインですとか、あるいは食糧費の中の項目としましては表敬訪問等に見えた方の飲み物ですとか、あるいは市長の表彰式の際の昼食代ですとか、そういったものが食糧費の内容となっております。

○副委員長 これは10以上のワイナリーが今、存在しているわけで、何か銘柄については配慮をされているんでしょうか。

○秘書広報課長 一応、従来のワイナリーのもの、五一さんですとか、井筒さんですとか、そういったものが今、中心になっております。今後、新しいワイナリーさんのワインも、このお土産の中に追加等検討していく必要があるかと思っております。

○委員長 よろしいですか。

○副委員長 はい。

○委員長 ほかにございますか。

○中村努委員 予算書の116と118ページの防災関係ですけど、先ほど防災の備蓄品の説明が少しあったんですが、今言われている液体ミルク、これの備蓄についての考え方はどうでしょうか。

○危機管理課長 つい最近、市販されるという報道等がありました。中身を見ると粉ミルクの3倍、賞味期限が約6カ月ということなので備蓄倉庫の中に入れるのは無理かなという気がしております。やるとしたら粉ミルクのほうで何とか備蓄するような方向でできないかってことを検討しているところでございます。ただ使うことには問題はないと思いますので、もしそういう機会があれば、例えば防災訓練等で市販品をもらったりすることがあれば、そこで試飲等はできるかなとは思っています。

○中村努委員 いざ災害があつて避難したときに小さい乳幼児を抱えていらっしゃる場合、一般の避難所ではないと思うんです。福祉避難所のほうに行かれると思うので、福祉避難所であれば保存といいますか、備蓄しておいても安全じゃないかなというふうに私は思いますので、またそれは御検討いただきたいと思います。

それからもう1個、118ページの防災施設の関係で土中水分量情報システムですけど、これはセンサーを使ったやつで視察もたくさん見えているんですが、このシステムの現状の成果、何か予報に役立つようなそういったデータっていうのはとられてるかどうか。

○危機管理課長 これはサーバーがもちろんありまして、今までの過去のもの全てそこに蓄積されておりますのでデータを見ることは可能ですし、設置した以降、例えば警報が出て危険だというお知らせが来たことは今までに基本的にありません。今の現状はそうでございます。引き続きまして、つくった先生方とも検証をしていくというお話になっておりますので、その辺のデータを見ながら検証していきたいと思っております。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 はい。

○委員長 ほかにございますか。

○村田茂之委員 96ページの真ん中より下、行政評価推進事業、御説明のありました行政経営アドバイザー業務委託料というところですか。これは深く話は聞いていますけれども関大の何とか先生という方が。私は基本的にコンサルの立場からすると、第1期のノウハウ提供っていうのは一応終わっているような気がするんです。来年度以降、どんなような御指導をいただくのか、それが明らかかどうかということですか。

○企画課長 ただいまありました行政経営アドバイザーの先生につきましては、関西学院大学の稲沢克祐先生にお願いをしております。期間につきましては平成29年6月からということでお願いをしております。現在につきましても例えば事中評価の様式また事後評価、全ての様式等の見直し等につきましても先生からアドバイスをいただいております。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略等の見直しの際にも御意見等をいただいております。平成27年から平成29年につきましては第1期の総合戦略の中期戦略が終了しております。そういったときの指標等の関係につきましても先生から御意見をいただいておりますし、第2期中期戦略で指標の見直しを行っております。その指標の設定の仕方等につきましても先生からアドバイスをいただくとともに、職員研修にも先生に来ていただきまして研修の講師を務めていただくというようなことになっております。

○委員長 よろしいですか。

○村田茂之委員 そういう意味では継続的になっていう中で、やはり目的に合ったってということとか、そういうことは必要だと思います。その割には年額のコンサル料が随分安いというような気もいたしますので、柔軟に見ながら運用していただきたいと思います。引き続きお願いします。

次のシティプロモーション事業関係、ずっと続くんですが、実際にほかの予算と違って対外的にプロモーションをやっていきなさいいけない事業なわけです。ほかとは性格が違うかなと思うんです。そこで通常の予算と同じように、これだけとった、とらないっていうよりも、金使うべきときは、ばあっと使わなさいいけない、そういう性質のものだと思うんですが、そういう意味では今回の予算項目、あえて落とすところがあるのかどうなのかという質問ですけれども。

○地方創生推進課長 予算書96ページのシティプロモーション事業ですけれども、これは全体では約3,000万円ほど落ちております。一番の主な要因は、ふるさと納税の返礼品、先ほど説明させていただきましたが大きく減額をしていますので、このところで約3,000万円ぐらい落としているというのが要因でございます。その中で一番最後のシティプロモーション推進事業の負担金でございますが、実は今年度より25万円ほど経費を圧縮させていただきました。市の制度の中で行政評価がございまして、その中で自分たちで評価をした形で、結婚支援事業のところをゼロ予算ベースでもできるものがあると判断したもので、その部分を減らさせていただきました。委員、御指摘のとおりシティプロモーションというのは、対外的にいろいろ活動していくものでありますので、積極的に多額の費用を投じてやったほうがいろいろ効果があるというものは重々承知はしておりますが、実は手前どもの課のほうでは、めくっていただいた予算書の98ページ、移住定住から以下の事業で全部5つございますが、こちらの事業も実はシティプロモーションの要素をかなり濃く含んでいるというふうに把握しております。

地域資源のブランド化推進事業につきましては、先ほども御説明したとおり、こちらで「チャレンジできるまち」というものを都市ブランド化していった若者が挑戦できる形のものでシティプロモーションを考えておりますし、その下のMICHIKARAにつきましては、これはまさに首都圏の、毎回いるんですが塩尻ってどこにあるかわからないような人たちがここへ来て、いろいろ活動をしていくというものでございます。一番下のシビック・イノベーション、スナバの運営につきましては、先般、国の首相の諮問機関である地方制度調査会の方が視察に来られたり、総務省の坂井前副大臣が視察に来られたりというような効果が出ておりますので、シティプロモーションの事業だけで我々の課としてはシティプロモーションを展開するというよりは、全ての事業を総じて基本的にシティプロモーションを意識した事業展開をしているということで御理解をいただきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

○西條富雄委員 2枚めくってもとへ戻っていただきまして94ページ下段、スポーツ夢基金ということで載っているんですけれども、スポーツ夢基金を平成28年3月から始めて、非常にスポーツ夢基金を受け取った子供たちは喜んでスポーツに頑張ってくれているんですけど、ここまでのスポーツ夢基金は何人にお渡しいただいて幾らかかったのかわかりましたら教えてください。

○**財政課長** スポーツ夢基金についてですが、平成28年度は6団体と70人の個人の方に交付をしております、金額は238万円でございます。平成29年度は6団体88人の方の交付で300万2,000円。それから平成30年度は2月までですけれども8団体と129人の方ってということで、343万6,000円を交付してございます。

○**西條富雄委員** そうすると当初1,000万円の寄附をいただいて始まったものが、おおよそ900万円ほど使ってしまったということで、基金の残高を見てみますと400万円ほどまだあるというふうに会計監査の報告もあるんですけれども、そうすると年間250万円から300万円使っていくと、もうこの先はお尻が見えているんですけど、今後どうされるのか、どうお考えなのか、その辺教えてください。

○**財政課長** 御寄附いただきまして、そのまま寄附を受け付けているという状況ではございますが、平成28年度につきましては個人の方から10万円、法人から20万円、それから平成29年度は個人の方から10万円、平成30年度の今までは個人の方から1万円、法人から10万円ということで、当初寄附をいただいた額からすれば少ない寄附をいただいているということでございます。そんな中で、ことしの交付を見込みますと年度末では170万円ほどの残高になるということでございます。その中で当初予算で、スポーツ夢基金の助成金のほうをスポーツ振興課のほうでも予算を盛っておりますけれども、今年度の6月の補正のときに基金がこのままでは枯渇して来年度御交付ができないということが見込まれましたので、とりあえず、ふるさと寄附の中の市政全般ということで御寄附をいただいた中から1,000万円を、今年度についてはスポーツ夢基金のほうに積むという補正予算をさせていただいておりますので、当面、もう二、三年はもつということになりますけれども、引き続き青少年の健全育成のための寄附を募集していきたいと考えております。

○**西條富雄委員** 先、見えてきましてうれしいと思います。本当に他市の子供たちも塩尻市はそういったわずか3万円、1回目は3万円ですけれども、非常にうらやましがっている中で、塩尻の人口がふえればいいなという目的で寄附したとやってみたんですけれども、人口のほうはそれほどふえてこないんですけれども、本当に他市も塩尻市のこの動きに注目している子供たちがいます。きのうも小諸も団体が行って激励金をもらっている写真が載っていましたが、ぜひスポーツ夢基金で塩尻市がもっと元気になることを願って継続してもらいたいと思います。以上です。

○**委員長** ほかにございますか。

○**村田茂之委員** 102ページの情報開発費に絡むところです。どのシステムってということではないんですけれども、近々に予定されている新元号の切りかえですとか、けさほどありました消費税率の変更っていう中で、その辺のシステム改修費用ってというのがそういう形でなかなか出てきてないんですが、全体を通してどのようにマネジメントされているかお聞かせください。

○**情報政策課長** 元号改正に伴います補正予算につきましては、12月の補正で上げさせていただいておりますので、そのところで計上させていただいております。それが全てでございます。消費税の更新の対応につきましては、通常の保守範囲の費用の中で全てのシステムが更新できますので、一旦この予算のところに計上されているものはございません。当然、使用料とかそういうものは消費税を含んだ形で計算されていますけれども、システム改修自体はお金をかけずにとりか、通常の保守費の中で全て対応いたしますので、ここには載ってござ

いません。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○中村努委員 予算案説明資料の15ページです。予算書だと104ページになりますが防犯灯の関係です。ここに512基、新設、改修というようにありますが、これは地区別にわかりますか。

○地域振興課長 地区別ではなく、区ごとに出てるんですけども、地区ごとには出ておりません。また集計しまして報告させてもらいたいと思います。

○中村努委員 ざっくりとこれで市内全体をカバーしているというか、どこかに偏っているとか、そういう傾向というのはあるわけですか。

○地域振興課長 この指定防犯灯の補助金関係ですけども、やっぱり地元負担金も絡んでまいりますので、やっぱり区によりまして、地区によりまして、その差は出てきております。

○中村努委員 ここに支柱の新設、既設というふうにあるんですが、これは今、大体見ていると電柱についていると思うんですけども、この新設っていうのはどういうパターンのやつを言うわけですか。

○地域振興課長 支柱の新設の関係につきましては、既存に支柱がないものですから、新たにつかなければ防犯灯が設置できない場所につきまして支柱を新設という形になっております。

○中村努委員 いつもよりはたくさんやっていただいているような気もしないではないですが、教えてほしいんですが、このLED化、まず1つは器具ごとかえるとLED化っていうのか、電球だけかえればLED化っていうのか、その辺はどのように捉えているんですか。

○地域振興課長 2種類ありまして、補助金関係につきましてはLEDを全部器具からかえるのが補助金の対象になりますけれども、電球をLED化にした場合につきましてもLED化率は伸びますのでその関係につきましては各区のほうから報告を受けまして、それも加味しております。

○中村努委員 ちなみにLED専用の器具、支柱を除くと器具代で1台幾らくらいですか。

○地域振興課長 6,000円前後という形になってまいります。

○中村努委員 たしか以前は数万円したような気がしたんですけど、本当に6,000円ですか。また違っていたら言ってください。それで、今、例えば6,000円としますと、地元負担というのはどのぐらいになるんですか、1基当たり。

○地域振興課長 指定防犯灯、人家からおおむね100メートル以上離れたところに設置する指定防犯灯と、集落の中にあります一般防犯灯の2種類の防犯灯があります。それで集落の中にある一般防犯灯につきましては、こちらのほうで試算した額がありまして、試算した額の補助率が2分の1という形で進めさせてもらっております。指定防犯灯につきましては集落の外れたところにありますので、多くの皆さんも利用するという事ですので、そちらのほうにつきましては試算額の補助率が3分の2ということで補助金を出させてもらっています。

○中村努委員 2分の1ですと1基当たり3,000円をつくんですけど、そんなことではできないような気がします。そうだったらもっと進むと思うんですけども、これ負担するのは区でやっているところと、あるいは常会でやっているところと、市内全然違うと思うんですが、例えば常会で見ているようなところは、とてもこの新設の設置費用、電球の取りかえだけで財政的に目いっぱい新設まで至らないというところもあるので、常会

の中でそういう話題すら出てこないというような、だけど暗くて困ると言っていると、こういうような現実がございます。あともう1つは、前、一般質問でもさせていただきましたが、中部電力との電力契約の変更、これは各区ごとにやっていて、特に市はアドバイスとかそういうことはしていないわけですか。

○**地域振興課長** 施工した業者のほうに、その関係につきましては手続きをお願いしております。

○**中村努委員** では適正な契約ができて、各負担している電気料も安くなっているというふうに理解していいわけですね。

○**地域振興課長** そのとおりです。

○**中村努委員** 最後ですけど、Fパワーが始まって市が新電力会社を開いて公共施設に電力をそこから供給してくると、そういった一環の中でこの防犯灯、街灯についての電気料もそこから出して、この器具自体、市のものにしてやったら相当地域から喜ばれますよという提案をさせていただいて、市長も大賛成だと、こういう答弁があったんですが、その後の検討状況を教えてください。

○**副市長** この3月に新電力会社といいますか、森林公社のほうで取り組みを開始をしたところでございます。今のところどのくらいの収益が上がってくるのか、予定ではもちろんありますけれども、現実問題としてどういう形になるかっていうことがまだ判明しておりませんので、どういう形で市民の皆さんに還元していくかということが、まだ具体的に計画を進めておりません。ただ、目的そのものが、こういう森林から生じた電力を市民の身近なところにお返しをして関心を持ってもらうという目的なものですから、街灯という御提案をいただいて、それが一番身近なところであるのか、あるいは学校の電力等々に対してもう少し安く提供していくのか、その辺は少し検討を進めてまいりたいというふうに思っております。今、街灯がやっぱり、御提案といいますか御指摘いただいたように各地区でばらばらな状態ですので、例えば支援をしていくならどこへスポットを当ててやっていくのかということも、やっぱり少し問題があるというふうに思いますので、その辺を少し検討させていただきたいというふうに思っております。

○**委員長** よろしいですか。ほかにございますか。

○**古畑秀夫委員** 細かい話で申しわけないんですが、市民からこういう話がありまして、松くい虫で樹幹注入すると、市で幾らか薬代を負担すると。それが許可になりましたって森林課から幾ら出しますって来ました。また今度は財政課か、振り込みましたとかって、こんな通知2回もいらないので1回に何とか、郵便料わずかであっても減らせないものかこれはっていうことを言われたんですが、この辺は確かに承認した課とお金振り込んだ課は違うけど、この辺はうまくいかないものかどうか。

○**会計管理者** 会計課では、原則として支払いをされる方に通知を申し上げます。ただコンピューターシステムで、事前にこの方たちは担当課から直接通知をするので、会計課から通知をする必要がありませんよという区分があります。ですので、もしまとまってこういう事業でいらぬ場合には、担当課のほうで会計課から通知はいらぬよということで最初に伝票を切ります。今の場合で言いますと、通知を欲しい方もいるかもしれませんが、おそらく担当課では樹幹の注入した方、全員に送っているという初めの設定にしてあるのではないかと思います。以上でございます。

○**古畑秀夫委員** よくわからないんだが、いらぬって言うていけば、それで送らぬって言うこと。

○**会計管理者** そうでございます。担当課のほうで送る必要がないというふうに伝票を切るときに初期設定をしていただくと、その方には送れません。そういうことが可能でございます。

○**古畑秀夫委員** そんなに何回もいらないうって言われちゃって。一々聞くのかどうかよくわかりませんが、わずかであってもあの郵便料。

○**副市長** 担当課から行くのは補助金ですから、まず補助金を決定しました、補助金を支払いますという通知を差し上げます。補助金が決定しましたという通知を差し上げて、今度、実際にお金を払うときには会計課からあなたの口座に幾ら振り込みましたという通知が行きます。基本的には2つ通知が行くわけですね。それを一緒にしていいものか悪いものかよくわかりませんが、普通、受け取る側が法人だと税制上の問題がありますから、決定通知と振り込みの通知と両方いただくわけですよ。それが正当なやり方だと私は思います。ただ、個人の方でいらないうって方がいればそれは省略できますので、その辺は適宜これから事務の見直しでやっていきたいと思えます。

○**古畑秀夫委員** そこはよく聞いて、いらないうってものをくどいほどもらってみたいなことを言われたものから、そういうことでぜひお願いします。

それからもう一点、136ページの今度の選挙運動の公営費負担の関係で、ビラ4,000枚ですか、公費で負担するということですが、ほとんど演説している周りに配ったりぐらいで、後は新聞折り込みか何かによってことになると、基本的には新聞折り込みにせざるを得ないんですが、折込料っていうのは含まれているのかいないのかお聞きします。

○**選挙管理委員会事務局長** 折り込み料は含まれておりません。あくまで業者に作成した部分のみの公費負担となりますので、よろしく願いいたします。

○**委員長** よろしいですか。ほかに。

○**村田茂之委員** ちょっと聞き落としかもしれないんですが、先ほどの徴税費のところ、126ページですか、御説明のありました地方税共通納税システム導入委託料ですか、これの何ができるようになったのか、もう一度お聞きします。

○**収納課長** この地方税共通納税システムですが、全国の地方公共団体が運営していますeLTAXというのがあるんですが、地方税のオンラインの手続きのためのシステムですが、このシステムを活用しております。対象となる税目は、法人市民税、それから住民税の特別徴収、給与天引きのもの、あと退職したときの特徴退職分、この3つが対象となっております。納税者の立場から非常にこの制度が始まって得するものは、例えば複数10とか20とか、毎月社員の住民税を振り込まなきゃいけなかったものを、例えば10振り込みの手続きをとっておったものが、1回の手続きで済むというようなものであります。

市の側から言うと振り込み手数料も、1回振り込むと例えば納付書ですと30円かかっておったんですが、例えば、1回33円の手数料がかかる2つの団体に振り込むと1回の手続きで済みますので、これを33円を2つだと2で割って、端数がありますけれども16円か17円の負担で、重なっていくと手数料の減にもつながってくるという利便性があります。それでよろしいですか。

○**村田茂之委員** いわゆる自治体間の連携みたいに関こえちゃったんで、それでマイナンバーカードの具体的な

応用事例なのかなとも思ってしまっただんですが、そうではない。ありがとうございました。

もう一点引き続き、最後です。昨年声に出したつもりでいるんですが、せっかく支所長さんが来ていらっしゃるんで、支所ごと違うかもしれないんですが、利用者からみたときのWi-Fiの環境を準備してくれという話をしました。地区ごとニーズは違うと思うんですが、今度できる広丘支所については、Wi-Fiの環境はあるわけですか。

○情報政策課長 本来は文化センターのほうで管理をして設計とかも行っておりますのでそちらのほうになるんですけど、一応今度新しくできるえんてらす広丘支所につきましては、テレビ松本さんにおいてWi-Fiの設備を提供していただくということになっております。

○村田茂之委員 それを一つの契機にして、ほかの支所でもそういった利用環境の整備っていうのを改めて検討して行ってほしいなということで、要望でございます。

○委員長 ほかに。

○副委員長 90ページの市政執行60周年記念事業ですか、これは、この事業に関する予算っていうのは、大体ここだけにあらわれているんでしょうか。

○秘書広報課長 こちらで予算計上しているのはそのうちの一部で、記念式典ですとか、先ほど申しました公開番組にかかわる部分について予算計上しております。ほかにもワインパーティーですとか、それも記念事業として行うんですが、それはもう観光課ですとかそれぞれの担当部署のほうで予算づけしております。以上です。

○副委員長 質素にというふうに向ったんですが、ワインパーティーを2,000人規模でっていう、別の委員会に付託されたものなので聞いてもしょうがないと思うんですけど、番組の委託料、テレビ東京で多分つくられている番組じゃないかなと思うんですけど、通常これだけ165万円の委託料みたいなのはかかるんでしょうか。毎週行われているような番組について。

○秘書広報課長 あくまでも募集ですとか、テレビのほうでも広告で流すものですからそういった経費、あるいは出演者で鑑定団の方に出演してもらうものですから、そういったものにかかわる経費だと聞いております。ほかの自治体でもやはり同じような金額で契約をしているということでもあります。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○地域振興課長 先ほどの質問ありました防犯灯の関係ですけれども、地区ごとですけれども、まず大門が65基、塩尻東が120基、片丘が36基、広丘が39基、高出が31基、吉田が51基、洗馬が26基、宗賀が19基、北小野が60基、奈良川が21基ということで計508になりまして、予備が4基ありますので総合計が512基という形になりますので、お願いしたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。それでは、140ページまでは以上で終了といたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後2時08分 休憩

午前2時17分 再開

○委員長 休憩を解いて、次に3款民生費1項社会福祉費中、7目国民健康保険総務費157ページから、4款

衛生費 3 項上水道費 2 0 4 ページまでの説明を求めます。

○市民課長 それでは、1 5 7、1 5 8 ページをお願いいたします。3 款 1 項 7 目の国民健康保険総務費は、人件費のほか、3 つ目の白丸の国民健康保険事業特別会計繰出金は、保険基盤安定繰出金、事務費繰出金など、法定による繰出金と福祉医療給付の現物支給化に伴う国庫補助金の減額調整分 7 4 万 2, 0 0 0 円を含む 4 億 4, 7 7 0 万 2, 0 0 0 円となります。詳しくは国保特別会計予算で説明させていただきます。

8 目後期高齢者医療運営費は、1 つ目の白丸、後期高齢者医療広域連合負担金が事務費分と医療費分で 6 億 1, 0 0 0 万円です。

2 つ目の白丸の後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、事務費と保険料軽減相当額を繰り出すもので、1 億 4, 3 4 2 万 4, 0 0 0 円を計上しております。

ページが飛びますが、1 7 7、1 7 8 ページをお願いします。3 款 4 項 1 目の国民年金事務費は、法定受託事務としての人件費と、次のページとなりますが事務諸経費を計上しております。私からは以上です。

○生活環境課長 続きまして、私からは 1 9 1、1 9 2 ページをお願いいたします。5 目環境衛生費から御説明申し上げます。1 9 2 ページの 4 つ目の丸、花による美しい環境づくり事業 1 7 2 万円余でございますけれども、各区の花壇及び学校、保育園、支所等の公共の場所に約 4 万 3, 0 0 0 本の花苗を配付するものでございます。

次の丸、「クリーン塩尻」推進事業 6 0 万円余でございますが、この事業は「クリーン塩尻」推進連絡会議が主体となりまして、市民、事業者、行政が共同して環境美化等を推進する事業を行っています。特に「クリーン塩尻」パートナー制度に現在加入しております 4 9 の企業、学校、市民団体のボランティア活動によりまして、地域の清掃活動等を行っているものです。また、エコ・ウォーク「クリーン塩尻」大作戦もこの代表的な取り組みになっております。こうした取り組みに対し、団体に補助金 3 6 万円を交付するものでございます。

次の丸、廃棄物不法投棄防止対策事業 8 4 7 万円余でございますが、主な内容は次のページの 1 9 4 ページ、2 つ目の黒ポツ、不法投棄物処理委託料 2 5 0 万円、不法投棄パトロールや市民の通報等により発見された廃棄物の廃タイヤ、あるいは家電製品、春秋の一斉清掃やエコ・ウォーク等により片づけられたごみの処分費でございます。その下の黒ポツ、不法投棄回収委託料 3 9 8 万円余でございますが、国道、県道、市道のほか河川及び林道の定期パトロールと投棄ごみの回収を委託するものでございます。

次の丸、公衆衛生施設管理等事業 9 3 万円余でございますが、3 つ目の黒ポツ、営繕修繕料は 5 2 万円余でございますが、大門一番町の末広公園内の公衆トイレの洋式化への改修費でございます。

2 つ下の丸、地区衛生推進事業 9 5 4 万円余でございますが、5 つ目の黒ポツ、環境衛生活動委託料でございますが、衛生役員さんを通じまして、各区等にごみの分別やごみステーションの管理などの指導や各種環境衛生活動に対し、戸数割で区に委託料として支払っているものでございます。

次の丸、環境保全対策事業 4 9 9 万円余は、今までの公害防止対策事業と地下水・湧水等水環境調査事業を統合したものでございます。事業の中ほどの自動車騒音調整委託料 1 2 9 万円余でございますが、国道、県道など市内 3 地点を騒音調査をするものでございます。またその 3 つ下の黒ポツ、河川・湖沼水質検査委託料 2 2 5 万円余でございますが、市内の用水路を含む 1 4 河川及び 3 湖沼について、定期的に環境モニタリングを継続して実施しているものでございます。

次のページ、195、196ページをお願いいたします。最初の丸、自然環境保全事業430万円余は、高ボッチ高原自然環境保護事業と統合したものでございます。6つ目の黒ポツ、高ボッチ高原植生管理業務委託料99万円でございますが、これまでの植生調査に基づき、低木類等の間引きを行うものでございます。1つ下の黒ポツ、工事請負費260万円余でございますが、旧高原荘跡地東側にあります展望台の木柵の取りかえ等の工事であります。

次の丸、環境教育推進事業280万円余でございますが、この事業は地球温暖化防止や自然環境の保全など、環境を守る心を育むことを目的に出前講座や地区説明会を実施し、また環境学習の成果や事例発表の場として行っております環境トーク&パフォーマンス、また環境イベント、e-Life Fairにかかわる経費でございます。

次の丸、環境管理システム推進事業179万円余でございますが、本庁、市民交流センター、保健福祉センター、総合文化センターのほか、保育園、小中学校、支所等58施設においてISO14001への規格に適合した環境マネジメントシステムを導入いたしまして、環境基本計画の推進、あるいは日常業務における省資源、省エネルギーを率先して実践をしているものでございます。3つ目の黒ポツ、審査登録・支援業務委託料117万円余でございますが、3年に一度のISO14001の認証更新費用でございます。2つ下の黒ポツ、環境ISO等認証取得事業補助金は、広丘野村で精密機械部品等を営んでおります赤羽工機さんへのISO14001を認証するために要する経費50万円でございますが、交付要綱に基づきまして補助率2分の1、上限50万円を計上したものでございます。

次の丸、合併処理浄化槽設置事業につきましては水道事業部でございますので飛ばさせていただきます、次のページ、197、198ページの最初の丸、再生可能・省エネルギー促進事業92万円余でございますが、4つ目の黒ポツ、省エネルギー設備導入普及事業補助金80万円でございますが、これは一般住宅への省エネルギーの設備導入に対する支援でございます。蓄電池等の導入に対して限度額10万円、省エネナビ等の設置に対しまして1万円を補助しているものでございます。

次の丸、斎場施設管理費2,752万円でありますけれども、事業の中ほど下、斎場運営業務委託料1,707万円でございますが、斎場内の案内業務それから火葬業務、場内の清掃等、維持管理業務等を委託しているものでございます。一番下の黒ポツ、斎場予約システム使用料33万円余でございますが、現在の斎場の空き状況と予約受付を、平日は職員が休日は警備員が電話等で対応しております。予約システムは主に葬祭業者がパソコン及びスマートフォンで24時間空き状況の確認と仮申し込みができるように10月からの運用を予定しております。

次の丸、斎場施設維持整備費978万円余でございますが、安定した施設稼働のため、計画的な施設の整備を行うものでございます。営繕修繕料は1号炉の集塵装置、バグフィルター内の、ろ布の交換をするものであります。

次の丸、霊園管理諸経費1,167万円でございますが、東山霊園の維持管理に伴う経費を計上しているものでございます。199、200ページをお願いいたします。下から2つ目の黒ポツ、備品購入費145万円余でございますが、合葬墓個別2体用納骨棚を購入をいたしまして、需要に応じた整備をするものでございます。

次の丸、し尿処理施設管理費につきましては水道事業部でございますので飛ばさせていただきます、201、202ページをお願いいたします。

3つ目の丸、ごみ処理負担金は松塩筑広域施設組合の負担金で、ごみの共同処理にかかわる負担金でございます。3億658万円でございますけれども、この内訳は予算案説明資料11ページにも記載させていただきましたけれども、組合の積立基金、起債償還金などの建設費に対する分担金が1億6,143万円余、それから一般家庭の可燃ごみの焼却にかかわる維持経費及び最終処分場にかかる維持管理費の分担金として1億4,514万円余でございます。これらを合わせて組合のほうに負担していきたいというものでございます。また今年度の塩尻クリーンセンター周辺外構工事が終わりました、これで年次計画で行ってまいりました全ての工事が終了し、円滑にごみを搬入いただけるものと思っております。

次の丸、廃棄物等収集運搬処理事業1億3,325万円余でございます。この事業は可燃ごみ、埋め立てごみ、有害ごみ、せん定木の収集と処理にかかわる経費が主な内容になってございます。下から4つ上の黒ポツ、廃棄物破碎処理委託料2,634万円余でございますが、これは埋め立てごみや布団、家具など可燃性粗大ごみの破碎処理を市内の民間業者に委託しているものでございます。

203、204ページをお願いいたします。上の丸、資源リサイクル推進事業1億6,639万円余でございます。資源循環型社会の形成に向けまして、ごみの分別による資源化を促進しているものでございます。上から10番目の黒ポツ、資源物回収事業委託料5,404万円余でございますが、これらは古紙、古布、金属類、小型家電製品等の収集運搬費でございます。また、5つ下の黒ポツ、焼却灰資源化等委託料2,958万円余でございますが、松本クリーンセンターで排出される焼却灰の約4割、920トンが土木資材として埼玉県と三重県にある処理施設で資源化し、最終処分場の延命化を図っている事業でございます。それから5つ下の黒ポツ、ごみ分別アプリ保守委託料26万円余でございますが、資源物ごみ収集カレンダーやごみの分け方出し方ガイドブックの機能を備えたスマートフォンアプリの運用を4月から予定をしており、その保守点検委託料でございます。

次の丸、水道事業会計繰出金5,659万円余でございますが、水道事業の安定経営を図るための一般会計からの繰出金となっております。私からは以上です。

○委員長 説明を受けました204ページまでの質疑を行います。委員の皆さんから御質問はありますか。

○中村努委員 このごみ分別アプリ、具体的にどういうふうにするのか教えてください。

○生活環境課長 資源物とかごみ収集カレンダーやごみの分け方出し方ガイドブックの機能を備えたスマートフォンアプリを導入をするということなんですけれども、市民の皆さんに素早く情報提供できるようなものということで、例えばごみ出し通知機能ということで、大雪等で収集状況のお知らせをこちらからスマートフォンを持っておられる方に情報を出すとか、またごみの出す日と種別いろいろあるんですけど、その設定をしますとアラームでお知らせをしてくれる機能とかそのようなものを、今現在、ごみの分別ガイドブックがあるんですけども、同じような機能を持ち合わせたものを備えていくと、そのようなものを今、予定をしております。

○中村努委員 大体今、容器包装なんかで全部出ているのでわかると思うんですが、これは何に出したらいいのかわからないというような場合に、それをかざすとこれは何ですよとか、そういう機能はない。

○生活環境課長 今、私どものガイドブックの冊子の本はあるんですけど、スマートフォンアプリのほうにも、

あいうえお順で検索していただくとその品目が出てきて、これは資源物ですよ、可燃物ですよ、というような分け方ができるような機能も備えていきたいと思っております。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、204ページまでは以上で終了をいたします。次に移ります。

歳出9款消防費、263ページから13款予備費、338ページまでの説明を求めます。

○危機管理課長 予算書の263、264ページをお願いいたします。9款消防費1項1目常備消防費から御説明をいたします。264ページの説明欄の一番上の白丸、広域消防負担金6億4,105万円余のうち、1つ目の黒ポツ、松本広域連合負担金6億3,307万円余につきましては、常備消防運営のための消防費の共通経費に相当する負担金のほか、本市への派遣職員1人分の人件費と退職職員2名分の当市の負担金の合計額であります。その下黒ポツ、松本広域連合負担金613万円余につきましては、長野自動車道における救急業務に対する負担金でございまして、中日本高速道路株式会社から支弁金として本市に支払われたものをそのまま負担金として松本広域連合に支払うものでございます。その下の黒ポツ、長野県消防防災ヘリコプター運航協議会負担金184万円余につきましては、長野県消防航空隊の消防吏員にかかる人件費でございまして、当市の負担金でございます。

次に2目の非常備消防費をお願いいたします。説明欄一番上の白丸、団員等公務災害補償費157万円余でございますが、遺族補償年金134万円余と療養補償費でございます。

一番下の白丸、消防団諸経費1億829万円余のうち1つ目の黒ポツ、消防団員報酬2,100万円余につきましては、団員870人分の報酬でございます。その下の黒ポツ、消防団員退職報償金2,810万円につきましては、4月1日退団予定者のうち、5年以上在籍しました退団者について退職金を支払うものでございます。一番下の黒ポツ、被服費825万円余につきましては、団員にかかる活動服上下、雨衣、安全靴等を購入するものでございます。次に265、266ページをお願いいたします。7つ下の黒ポツ、備品購入費162万円余につきましては、消防ポンプ用ホース、消火栓用ホースなどの消防備品の購入費でございます。1つ飛びまして、消防団員退職報償金負担金1,670万円余につきましては、団員にかかわる消防基金への退職報償金負担金でありまして、団員1人当たり1万9,200円を負担しているものでございます。下から4つ目の黒ポツ、消防団運営交付金1,275万円余につきましては、消防団本部、分団、各部及び消防音楽隊、ラッパ隊に交付をしている交付金等ございまして、団員の人員割、車両割及び世帯割数などにより歳出をしております。その下の黒ポツ、災害出動交付金322万円余につきましては、団員が火災出動あるいは災害出動、捜索活動などに出動した場合の交付金でございまして、1日出勤した場合は1人4,000円、半日出勤の場合は2,000円ということで交付をするものでございます。

3目の消防施設費の消防施設整備費5,256万円余のうち最初の黒ポツ、営繕修繕料236万円余は、防火貯水槽の漏水修理、火の見やぐらの塗装などの消防施設の補修をするものでございます。3つ下の黒ポツ、消防施設等整備工事700万円につきましては、防火貯水槽の設置工事をするものでございます。その下の黒ポツ、備品購入費2,685万円余につきましては、年数を経た消防機材を計画的に更新するものでありまして、来年度は塩尻分団第3部のポンプ車1台、宗賀分団第5部の積載車1台の更新を予定しております。その下の消火栓

新設改良負担金1,612万円余につきましては、消火栓の新設・改修等の工事負担金でございます。私からは以上でございます。

○**財政課長** それではページ飛びますけれども、公債費をお願いいたします。335、336ページになります。

12款の公債費は長期債の元金、利子と一時借入金の利子となっております。元金は27億6,700円余、利子は1億8,000万円余となっております。

次のページをお願いいたします。13款の予備費は前年度と同額の1,000万円の計上でございます。歳出の説明は以上です。

○**委員長** それでは、説明を受けました338ページまでの質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**古畑秀夫委員** 264ページの消防団の被服費は、新しくするというのか古くなったやつを順次かえるということなのか、どの程度を考えているのか。

○**危機管理課長** 新年度につきましては、新基準になりました活動服を上下ですけれども、新しく配付を始めます。ただ1年間で全部は配付できませんので3年4年かかるかもしれませんけれど、新しくやっていくものとか、雨具とか安全靴等を配付するものでございます。

○**古畑秀夫委員** 分団へ少しずつ一括とか、どういうやり方。

○**危機管理課長** それぞれ各部のほうに照会しまして、だんだん部長さんとか、おりにくるかと思えます。当然本団の人たちもそうですし、分団長、副分団長、その下に部長、班長とついていくので、だんだん、ある予算の範囲内で配付するというふうになるかと思えます。

○**古畑秀夫委員** 何年計画の予定でしょうか。

○**危機管理課長** 今のところ多分3年4年かかるのではないかと考えております。そんなに安くないものでございますので。

○**委員長** ほかにございますか。

○**西條富雄委員** 次のページの、先ほど消防施設整備費の中の営繕修繕料の中で、火の見やぐらってお話がありましたけれど、今市内で火の見やぐらってまだあるんですね。

○**危機管理課長** ちょっと今、資料で数は把握できませんけれども、火の見やぐら、基本的に多分村時代のもあるかと思えますし、昭和に入ってからのもあるかと思えますけれども、基本的に幾つもあります。今必要な火の見やぐらもありますし、もう使わないので撤去してくださいという要望もありますので、今後使っていくものについては塗装などをしてもたせなきやいけませんし、いらぬというものについては撤去していくというふうになるかと思えます。

○**西條富雄委員** メインは塗装ですか。あるいは経年劣化で下がさびてるからってということもあったり、足元がさびちゃったら撤去ですか。何か基準みたいなのがあるんですか。

○**消防防災課長** 使っていくものにつきましては塗装します、その塔を。それが使わないということで撤去してくださいという話であれば、それは計画的に撤去していくというふうになります。

○**西條富雄委員** 撤去するときはぜひ火の見やぐらの上の鐘、半鐘ですか、あれ、記念ですので地元におろして

もらうか何か。広丘もやってもらったんですけども、後でもらいに行きましたりしたもんですから。ぜひ記念になりますので、お願いします。要望です。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは歳出については以上で終了といたします。

それでは次に、歳入全般について説明を求めます。

○財政課長 それでは歳入を説明させていただきますので、予算書の15、16ページからお願いいたします。

まず、1款1項1目の個人市民税ですけれども35億1,200万円ということで、前年度比較3,200万円の増額でございます。こちらは納税義務者の増加などを見込んだものでございます。2目の法人市民税は6億8,100万円で、前年度比較1,490万円の増です。本年度の法人数と法人税割額の傾向から見込んだものでございます。

2項1目の固定資産税は44億4,900万円で、前年度比較1億6,500万円の増額。こちらは新築家屋の増加と、法人の設備投資による償却資産の増加を見込んでいます。

3項1目の軽自動車税は2億1,660万円で、前年度比較850万円の増でございます。普通車からの買いかえなどを見込みまして増加を見込んでいます。

その下、2目の環境性能割200万円、こちらは新たに計上するものでございますけれども、自動車の車体課税見直しによりまして、今まで自動車取得税として納めていた部分のうち、軽自動車税にかかる部分が10月から軽自動車税環境性能割として賦課徴収されるものということで、県の見込みによりまして200万円を新たに計上するものでございます。

では次のページをお願いいたします。4項1目の市たばこ税、こちらは3億7,200万円で、前年度比較2,900万円の減額でございます。消費本数の減少を見込んでおります。

飛びまして、7項1目の都市計画税は3億8,100万円余で、前年度比較1,600万円余の増でございます。固定資産税の増収見込みに伴いまして見込んでいます。

2款の地方譲与税からは本年度の決算見込額、それから地方財政計画での増減見込み率などにより試算した金額を、それぞれ計上をしております。

次のページをお願いいたします。2款4項1目の森林環境譲与税1,390万円につきましては、新たに計上をするものでございます。国の森林環境税の創設に伴いまして、平成31年度から譲与を始められるというもので、県の試算によりまして1,390万円新たに計上をしております。

次のページをお願いいたします。6款の地方消費税交付金は12億9,500万円で、前年度比較1,200万円の増でございます。消費税10月から増税になりますけれども、31年度中の増収分はわずかということで見込んでございます。

飛びまして、8款の自動車取得税交付金2,900万円で、前年度比較3,100万円の減額でございます。先ほども申しましたが自動車の車体課税の見直しによりまして、自動車取得税は9月までとなるためにそれ以降の分なくなりますので、減額の見込みということでございます。

一方、9款の環境性能割交付金1,000万円は新たに計上するものでございますけれども、自動車取得税の

うち普通車にかかる部分が10月からは自動車税環境性能割となることに伴いまして、新たに1,000万円を計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。10款2項1目の子ども・子育て支援臨時交付金は10月からの幼児教育無償化に伴いまして、平成31年度に限っては地方負担金を全額国費で対応することとされておりまして、保育料の減額分と私立幼稚園等への補助金などの増額分として1億2,200万円の交付を見込んでいるものでございます。

11款の地方交付税につきましては51億7,000万円ということで、前年度比較2億5,000万円の増でございます。普通交付税につきましては国の算定経費の推計などから46億2,000万円、特別交付税につきましては本年度と同額の5億5,000万円を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。14款1項2目の民生使用料は1億9,800万円余ということで、8,400万円余の減額でございます。2節の児童福祉使用料のうち、保育料につきまして10月からの幼児教育無償化により減額となったものが主な理由でございます。

3目の衛生使用料2,300万円余で、800万円余の減額でございます。説明欄3つ目の黒ポツの聖地使用料と4つ目の合葬墓使用料、こちらの減額見込みが主な理由となっております。

では次のページをお願いいたします。14款1項7目の土木使用料は1億5,900万円余で、195万円余の増額でございますけれども、増減の中では3節の市営住宅使用料のうち一番上の市営住宅使用料（現年度分）は本年度よりも314万円余の増額の見込みですけれども、真ん中より下になります。定住促進住宅使用料は55万円余の減、雇用促進住宅使用料については58万円余の減額などを見込んでおります。

それから、各施設の使用料手数料とありますけれども飛んでいただいて、33ページ、34ページをお願いいたします。33ページの14款2項3目の衛生手数料9,100万円余、比較で647万円余の減額でございます。こちらは2節の清掃手数料そのうち4つ目の黒ポツ、廃棄物処理手数料は8,061万円でございますけれども、一般家庭の可燃ごみ、埋め立てごみなどの減少を見込みまして608万円の減を見込んでいるものでございます。

次のページをお願いいたします。35ページの15款1項1目の民生費国庫負担金19億9,400万円余で、6,400万円余の増額でございます。増額の主なものにつきましては、2節の児童福祉費負担金のうち4つ目の黒ポツになりますけれども、子どものための教育・保育給付交付金、こちらはサン・サンこども園、よしだ保育園などに対するものでございますけれども7,293万円ということで、本年度の予算からは1,690万円余の増となっております。3節の生活保護費負担金ですが4億400万円余ということで、生活保護費の増額に伴いまして4,200万円余の増額となっております。

次のページをお願いいたします。2項2目民生費国庫補助金、こちらが2億400万円ということで1億1,900万円余の増額でございます。増額の主なものにつきましては2節の児童福祉費補助金のうち一番下の黒ポツになります。保育所等整備交付金9,436万円、こちらは来年度新規のものでございます。民間の小規模保育施設整備に対する交付金となります。

次のページをお願いいたします。15款2項3目の衛生費国庫補助金1,200万円余で930万円余の増額でございます。1節の保健衛生費補助金のうち2つ目の黒ポツの妊娠・出産包括支援事業補助金395万円、こ

れが299万円余の増でございます。新年度から新たに開始いたします産婦健診事業に対する交付金の分が増額となっているものでございます。次の黒ポツの感染症予防事業費等補助金606万円は新規の計上でございますが、国の方針に基づきまして風疹の抗体検査に対する補助金ということで増額でございます。

5目の農林水産業費国庫補助金7,700万円余で3,200万円余の減額でございます。1節の農業費補助金のうち土地改良事業に対する農業農村整備事業補助金につきましては、事業等が変更になるため2,400万円の減額となっております。

次のページをお願いいたします。6目の商工費国庫補助金は3,400万円余で1,500万円余の増額となっております。1節の商工費補助金のうち3つ目の黒ポツ、地方創生推進交付金（地場産業）1,122万円、こちら新規の増でございますけれども木曾漆器振興事業に、この交付金を充当するものでございます。

7目の土木費国庫補助金は3億3,700万円余ということで、前年度比較2億7,100万円余の減額でございます。2節の都市計画費補助金のうち1つ目の黒ポツの社会資本整備総合交付金（吉田・広丘地区）、こちらは北部交流センター分ということで、こちらが2億6,000万円余、本年度より減額になることが主な理由でございます。

8目の教育費国庫補助金は2億3,200万円余で6,300万円余の増額でございます。増減額の主な理由につきましては1節の小学校費補助金のうち、次のページになりますけれども、一番上の学校施設環境改善交付金、こちらにつきましては吉田小学校の大規模改修に加えまして木曾檜川小学校のトイレ改修、それから東小学校の貯水槽改修を予定しておりまして、その交付金分で1,700万円余の増となっております。2節の中学校費補助金は一番下の黒ポツ、学校施設環境改善交付金、こちらは塩尻中学校の大規模改修を改めて計上しているものでございますけれども、トイレ分がなくなる分、1,800万円余の減額となっております。4節の幼稚園費補助金につきましては、幼稚園就園奨励費補助金、こちらが10月からの幼児教育無償化に伴いまして1,100万円余の増でございます。

1つ飛んで6節の体育施設費補助金4,800万円余、こちらにつきましては新体育館に対する交付を見込んでいるものでございます。

少し飛びまして47、48ページをお願いいたします。16款2項2目の民生費県補助金は4億3,100万円余で2億500万円余の増でございます。増額の主なものにつきましては1節の社会福祉費補助金のうち一番下の黒ポツ、地域医療介護総合確保基金事業補助金1億9,400万円余、こちら本年度はなくて新規のものになりますけれども民間で整備をいたします特別養護老人ホームなどの整備に対する補助金となっております。

次のページをお願いいたします。4目の労働費補助金は300万円ということで新たに計上するものでございます。国の方針であります東京一極集中を是正するためのUIJターン促進事業に対する補助金ということになっております。

5目の農林水産業費県補助金8,800万円余で9,000万円余の減額でございます。減額の主なものにつきましては1節の農業費補助金のうち一番下にあります食料産業6次産業化交付金、こちらは平成30年度は民間のワイナリー建設に対する交付金1億円を計上しておりましたけれども、平成31年度は別の業者の鶏舎建設事業に対する交付金650万円となることによる減額が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。7目の教育費県補助金4,300万円余で1,000万円余の増額でございます。増額の主なものにつきましては3節の幼稚園就園奨励費補助金、こちらが国庫補助と同様に10月からの幼児教育無償化に伴い増額となるものでございます。4節の社会教育費補助金のうち合併特例交付金（文化会館）につきましては、文化会館の改修工事に充当をするもので新規の計上となっております。

次のページをお願いいたします。3項1目の総務費委託金は1億6,500万円余で1,300万円余の増額でございます。4節の選挙費委託金のうち県議会議員選挙費委託金と参議院議員選挙費委託金が増額となります。一方、平成30年度に計上していた知事選挙委託金は減額となっております。

次のページをお願いいたします。17款2項1目の不動産売払収入は1,500万円余ということで1,300万円余の増額でございます。1節の不動産売払収入でございますけれども、国道19号の平沢交差点改良工事に伴いまして木曾檜川小学校の用地の一部を売り払うことを予定しているために増額となっております。

18款1項1目の一般寄附金は5,000万円余で前年度比較9,000万円の減額でございます。1節の一般寄附金のうち総務費寄附金については、ふるさと寄附金を見込んでいるものですが、先ほども話が出たように来年度は5,000万円を見込んでいるということで減額となっております。

次のページをお願いいたします。19款2項1目の基金繰入金につきましては8億2,400万円余ということで4億7,000万円、それぞれトータルで減額する中で平成31年度の予算編成をしたところでございます。

3項1目の財産区繰入金500万円につきましては、先ほどもお話が出ました宗賀財産区、北小野財産区の選挙の予定をされているための繰入金の計上でございます。

飛んでいただいて61、62ページをお願いいたします。61ページの21款5項4目の雑入でございます。7億400万円余で3,800万円余の減額でございます。増減の主な理由につきましては1節の総務費雑入でございますけれども、平成30年度には退職手当の他会計負担金710万円余が計上してありましたけれども、それが平成31年度はなくなるために、ここは減額でございますし、2ページ飛んでいただいて65、66ページでございますが一番上の黒ポツ、保育園給食費1,580万円余につきましては10月から保育無償化にあわせまして給食費の実費徴収を開始するというので、こちらは新規の増額となっております。一番下の5節の農林水産業費雑入では、平成30年度予算にありました地域電力供給事業推進協議会の清算金1,250万円が平成31年度はなくなるために減額となっております。次のページをお願いいたします。8節の消費費雑入のうち1つ目の黒ポツ、消防団員退職報償金、こちらにつきましては1,300万円余の増額でございます。9節の教育費雑入でございますけれども、このうち次のページになりますけれども、下のほうになります6つの黒ポツの分が平成30年度にはなかった分の新たな計上でございますけれども、埋蔵文化財発掘調査委託金525万円余と下から2つ目の木曾檜川小学校物件移転補償費、先ほども話しました国道19号の交差点改良に関するものでございますけれども、こちらの1,002万円余が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。22款市債でございますけれども1目の総務債については、檜川支所の移転に伴います檜川保健福祉センターの改修工事、また防災行政無線の檜川地区のデジタル化整備工事に係る起債を計上しております。

2目の民生債については広丘西保育園の改修設計、広丘児童館の建設、社会福祉センターと旧北部子育て支援

センターの除却に係る起債でございます。

3目の農林水産業債は県営のため池耐震と県営畑総の事業負担金に係る起債、それから土地改良事業に係る起債でございます。

4目1節の商工債につきましては木曾漆器振興事業に係る起債、それから観光債につきましては観光施設整備に係る起債を計上しております。

5目1節の道路橋梁債については生活道路整備事業、幹線道路整備事業、歩道整備事業、道路施設長寿命化改修事業などに係る各起債となっております。

次のページになりますけれども2節の都市計画債については、塩尻駅北土地区画整理事業の主要区画道路整備、それから広丘の東通線、西通線、北部交流センター整備に係る起債となっております。

6目1節の消防債につきましてはポンプ車、積載車、防火貯水槽、消火栓に係る起債となっております。

75、76ページをお願いいたします。7目1節の小学校債は吉田小大規模改修、塩尻小学校貯水槽、檜川小のトイレ改修。2節の中学校債については塩尻中の大規模改修と丘中のプール改修に係る起債。3節の社会教育債については総合文化センターの改修、それから重伝建の修理・修景に係る起債。4節の保健体育債については新体育館建設、北部公園のテニスコート改修に係る起債を計上しております。

8目の臨時財政対策債については12億4,000円を見込んでおります。

歳入の部は以上になりますが、予算書戻っていただきまして7ページをお願いいたします。7ページは第2表債務負担行為でございますが、このうち土地開発公社に対する債務保証と合併処理浄化槽排水設備、改造資金の融資償還金に対する損失補償のほか洗馬児童館の指定管理につきましては、児童館へエアコンを設置することに伴いまして電気料等が増額にするため限度額を増額するものでございます。今泉南テクノヒルズ基盤整備事業につきましては、テクノヒルズのうちの1区画の借地権設定期間が延長になりましたので期間と限度額を変更するものでございます。また、特定公共賃貸住宅指定管理、市営住宅管理代行につきましては、消費税の引き上げに見込みまして限度額を増額するもの、それから重要文化財小松家耐震診断委託につきましては、平成31年度、平成32年度と2年間で実施するものでございます。

次のページをお願いいたします。8ページ以降は第3表の地方債でございますが、歳入で先ほど説明いたしました、それぞれの起債の限度額、起債の方法などを定めているものでございます。説明は以上になります。

○委員長 ここで10分間休憩をいたします。

午後3時08分 休憩

午後3時17分 再開

○委員長 休憩を解いて再開をいたします。

歳入全般についての質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 20ページの森林環境譲与税、これは特定財源になるわけですか。

○財政課長 譲与税ですので予算上の取り扱い是一般財源となります。

○中村努委員 そうすると、この森林整備ですとか、そういう関係に特化しなくても自由に使えるお金っていう

ことでいいわけですね。

○**財政課長** 予算の取り扱い上は一般財源なのですが、森林環境譲与税につきましての用途については間伐や森林整備の人材育成、それから木材利用の促進などに使うようにということになっております。

○**中村努委員** わかりました。

○**委員長** ほかにございますか。

○**古畑秀夫委員** 66ページですが保育園は今まで給食費ってのは保育料の中に入っていたわけだよね。そうすると10月からは保育料分は当面、来年度だけは国が負担して、保育園の給食費は個人負担でということで、どのぐらいになるわけでしょうか、月。

○**財政課長** 今まで給食費は、一応3歳以上児につきましては保育料の中に含まれてるという形でございました。10月以降、実費徴収するという給食費につきましては、一応月額で副食費分として4,500円を予定しております。主食につきましては引き続き持参ということでございます。

○**中村努委員** これ、たしか所得制限がつくと思うんですが、所得制限、幾らになりますか。

○**財政課長** 確認ですが、所得制限というのは。

○**中村努委員** いわゆる低所得者の方は給食費は減免っていうことになっていると思うんですが、私の知っている範囲では360万円で、それ未満の方は給食費分も無料になると、こういうように聞いているんですが、その辺いかがですか。

○**財政課長** こども課のほうで考えているのは、今現在の負担よりふえないように給食費のほうも徴収していくということですので、今現在、減免になっている方についてはそれを適用して、給食費のほうも徴収しないということになるかと思えます。

○**中村努委員** そうすると、今回新たに歳入で計上されている給食費というのは今まで保育料の中にあつたものが別に出てきたということで、ふえたということではないって解釈でよろしいですか。

○**財政課長** そういうことで保育料から別出しをしたということで、ふえるということではございません。

○**委員長** ほかにありますか。

○**西條富雄委員** 38ページ、先ほどの説明の中で民間小規模保育施設、これは具体的に話せる範囲でいいですが、どこに、どこからの企業が来るのか教えてください。

○**財政課長** 整備するのは御子柴学園、要するによしだ幼稚園ですけれども、それとグラベラという法人だそうですけれども、一応未満児保育の施設をつくるということで、それぞれ国から38ページの方は補助金が来るということになっておりまして、その補助金を財源に市から補助をいたします。

○**西條富雄委員** はい、いいです。

○**委員長** ほかにございますか。

○**中村努委員** 国庫補助金全体についてですけど、この中で補助採択が怪しいと思われるものはあるわけですか。

○**財政課長** 補助採択については何とも申し上げられませんが採択されるように鋭意努力をするということでございますけれども、土木費関連の社会資本整備交付金につきましては毎年、交付率というか内示率が低いというような状況でもありますので、これが満額確保できない可能性はございます。

○中村努委員 昨年も嫌な思いをしたんですけれども、ことしは市長も、この吉田小の体育館の大規模改修と塩中の改修、これは補助採択にならなくてもやるというふうに明言をされておりますが、もし補助採択にならなかったときの財源はどっから出るのかをお願いします。

○財政課長 補助採択にならなかった場合は一般財源と起債が充当できるものは起債を活用してやってまいります。

○委員長 ほかにございますか。最後です。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了します。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので議案第13号平成31年度塩尻市一般会計予算中、当委員会に付託された部分については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第13号中当委員会に付託された部分については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

○危機管理課長 先ほど西條委員さんの御質問の中の火の見やぐらの数ということでございますけれども、大きささまざまありますが全部で66基、現在ございます。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○西條富雄委員 はい、どうもありがとうございました。

○委員長 本日の委員会は終了として、明日午前10時から再開をいたします。大変御苦勞さまでした。

午後3時25分 閉会

平成31年3月12日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長

印